

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る  
第11回パブリック・コンサルテーションの様式について

平成14年10月31日（木）、国際協力銀行9階講堂において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第11回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会場の様式をお届けします。（なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部： 矢島次長、入柿課長、篠山調査役  
金融業務部： 藤田課長、天野調査役  
開発業務部： 山田課長、武貞調査役  
環境審査室： 高岡課長、五辺調査役

矢島次長より冒頭挨拶

議論

（矢島次長）

前回までのところは、JBICの出したセカンドドラフトの見直し条項、一応本文のところまでのご意見を賜りまして、きょうは別添のところと、あとは「環境担当審査役の設置要領」でございます。私の判断するところ、別添のところは、本文の修正、修文によってずいぶん変わり得るところでございます。きょうはJBICのほうから、前回の皆様方のご意見を賜ったうえで修文がお手元に配られていると思いますので、その説明の後で別添に入りたいと思います。そういう意味では、まずは、「環境担当審査役の設置要領」から意見を賜りたいと考えております。

議論に入ります前に、実は、前回のパブリック・コンサルテーション・フォーラムからきょうまでの間に、グローブ・ジャパンの国会議員の先生方から意見交換を是非したいというご要望をいただきまして、29日火曜日ですが、意見交換をいたしました。きょうも先生方はお忙しいということで、それをぜひご紹介させていただきたいと思っております。

大きな点といたしましては、2点あったと思います。一つは、この場でもかなり議論になっておりますが、「異議申立の期間」で、「融資契約締結前」にも、先生方からは、異議申立を認めるべきではないかというご意見がございました。議論の中では、異議申立という制度を利用するのがいちばん良いのではないかというご意見であります。基本的な考え方は、意思決定前のプロセスを透明化して、意見を十分に聞くルールを作るべきであると、そういう中で異議申立の機関を使うのが、環境担当審査役の役割の中にそれを入れていくのがいちばんやりやすいのではないかというご意見だったと思います。ただ、基本的には、意思決定前の透明性、それから、第三者の意見をどう入れ込んでいくか、そこがポイントであると考えております。

もう1点は、情報公開でございまして、これも、プロセスプロセスということで、異議申立を受理した時点、本審査に入る時点といった節目節目で情報公開をしていくべきではないかというご意見がございました。この2点をご紹介させていただきたいと思っております。

それでは、冒頭申し上げましたように、「環境担当審査役の設置要領」というところで、まずは基本的な考え方をもう一度JBICのほうから説明していただいて、それからご意見を賜りたいと考えております。

（入柿課長）

前回もご説明しましたが、「環境担当審査役の設置要領」ということでございまして、もう

一度簡単に、おさらいということで、考え方を示したいと思います。

前回お配りしたところに入っておるものでござまして、皆さんお手元にはお持ちでしょうか。

(矢島次長)

簡単に説明していただければ、考え方を。だいたい皆さんご存じだと思います。

(入柿課長)

まず環境担当審査役につきましては、本行の投融資担当部署は当然のことながら、ここには環境審査部署も含まれますが、こうしたところから独立した機関として、総裁直属の機関としまして、環境担当審査役2名を置くことを考えております。

ただ、合議制ではなくて、考え方としましては、いずれかの環境担当審査役がそれぞれの異議申立を処理します、担当します。ただし、担当する審査役は、もう1人の意見も踏まえて報告書を作成するというを考えております。

任命でございますが、任命については、要件をいくつか置きますが、その中から総裁が選考委員会の意見を踏まえて任命する。その要件としましては、二つございます。まずは、本行業務と利害関係がないこと、それから、日本語および英語に堪能であること。さらに、「以下の知見を有することが望ましい」という形でございまして、法律に関する知見、環境に関する知見、国際金融および/または開発援助に関する知見、ということ掲げたいと思っております。これを選考委員会に付しまして、そこでご意見をいただいて、その意見を踏まえて総裁が任命するという形になります。その選考委員会は、「産業界、途上国政府、NGO、本行等の中から、本行が公平にかつ適正に選定した者により構成される」ということでございます。

任期は、原則、当初は2年としたいと思っております、1回に限り再任することができる。

事務局につきましては、環境担当審査役に関する事務を処理するため、事務局を置きます。局員は3名前後の本行職員から構成することを考えております。必要に応じて環境担当審査役が外部専門家を活用することができる、こういう考え方でございます。以上です。

(矢島次長)

それでは、ご意見をいただきたいと思えます。

(メコンウォッチ松本氏)

前回お配りした紙をきょうお持ちでない方もいらっしゃると思えますので、それに沿ってお話したいと思います。

まず第1点は、審査役について、基本的な考え方としては公募をするということを書き入れていったほうがいいと思えます。これでいきますと、もちろん選考委員会に付すというプロセスが書いてあるので、事実上公募かなという気はするのですが、どこにも「公募」という文字がないので、公募ということについては態度を明らかにしてほしいと思えます。

2点目ですが、要件のところは、基本的に必要な要件が二つに絞られ、望ましい要件が三つあるということになっているのですが、まず、「本行業務と利害関係がないこと」というのがあまりに抽象的過ぎて、何をもちて利害関係と言っているのか、職員だけでなく、現状コンサルタント業務を営んでいる人とか、そういうことなのかどうかという点。例えば、一般的には、国際機関の場合は、職員はもちろんダメですが、職員も退職後一定年度の間はこうしたものには就けないと書かれていますし、このあたりの、「利害関係にない」ということは具体的にどういうイメージをされているのかが分からないので、ここは明確にしたほうがいいと思えます。

それから、同じく、今度は「望ましい」というところがありますが、この「環境に関する知見」というところ。確か、このパブリック・コンサルテーション・フォーラムの場でも、環境もさることながら社会面の 이슈が多いのではないかと指摘がありましたが、実際そういうところがあると思えます。私とすれば、有害物質とか、大気汚染とか、いわゆる環境

に関する知見というだけではなくて、やはり「開発における環境社会的な側面についての知見」としたほうが望ましいのではないかと思います。

もし前回の紙をお持ちの方は、添付として、参考資料として、「世界銀行インスペクションパネル委員の募集要項」を抜粋でお配りしましたので、それを参照していただきますと、世界銀行のほうも、やはり社会面での知見を尊重しているという事例があります。

もう一つ、審査役の中で重要なのは、一度雇用された審査役がその後 J B I C に雇用されないということを入れるべきだと私は思っています。世界銀行、アジア開発銀行ともにそういうルールがありますが、やはりこの公正さを確保するためにも、審査役は退任後国際協力銀行に雇用されないというルールが必要ではないかと思います。

あと2点あります。一つは、事務局の役割に「事務を処理する」とだけありますが、これも実は、実際に実務に入ると結構重要なポイントです。事務局の役割を「事務を処理する」と簡単に付するだけではなくて、例えば、「連絡調整、情報公開、事務一般」とか、もう少し明確な書き方をしたほうがいいと思います。私は、連絡調整、情報公開も当然この事務局がかなり担わなければいけない役割だと思っています。

それから、環境担当審査役が活用できる外部専門家については、われわれが確か「調査員」という形で提言させていただいたものと同じものと理解しているのですが、「当該案件と利害関係にない」ということは、少なくともその条件として付けなければいけないのではないかと思います。

あと、要綱のところで話をすると行ったので、われわれもその意見の中に入れていますが、「環境担当審査役」という名称です。これについては、代替案を持っているわけではないのですが、例えば、J B I C の審査部門は「環境審査室」ですし、環境と同じくらい社会的側面を重視しているということもありますし、この名称そのものがきわめて内部的な名称というところもあるということもあって、私とすれば少し混同しやすい名前ではないかと。もう少し独立した機関であるという印象を与えるような名前のほうがふさわしいのではないかと思います。以上です。

(矢島次長)

まず、どこまで詳しく入れていくのかというのは、手続き面と運用面とあると思いますが、いずれにしても、考え方の整理ということで、この点について追加の説明を J B I C 側からしていただきたいと思います。

(入柿課長)

いくつかいただいております中で、答えやすい面から行きます。

まず名称については、われわれはこの名称にこだわっているわけではございません。何かいいご提案があれば考えさせていただきたいと思っております。

審査役の要件と募集方法ですが、今回、選考委員会を通すということで、できるだけ広くフレキシブルに動けるようにしたいと考えております。公募も人材登用の一つの道ではございますが、その他に、推薦とか、さまざまな手段があるかと思えます。できるだけ幅広い人からということで、「公募」をマストにするという考え方もあるとは思いますが、ここはなるべくフレキシブルに動けるようにしたいと考えています。公募して人が集まらない場合は、では、推薦とか、では、推薦された人と公募で来た人とどうするのかとか、いろいろとあるかと思えます。人の集まり具合とかいったことを考えて人を採用することになりますので、そういったところなるべく縛りたくないと考えております。

それから、「本行業務と利害関係」についても、これはまた人との関係かと思えます。もちろん「職員でないこと」は明らかかと思えますが、それ以外の点、例えば、J B I C から受注してコンサルタントとして雇用されている方とか、そういった方になると、だんだん利害関係が深まってくるだろうと思うのです。ただし、それを形式的な要件で撥ねるということではなくて、利害関係の程度等を選考委員会等でご審議いただいて、それで適当な方を選んでいくこ

としたいと考えております。

環境に関する知見のところは、ご指摘ごもっともだと思いますので、そこは直させていただきますと思っております。「環境社会面、環境社会配慮に関する知見」といった形に変えさせていただきますと思っております。

それから、この環境担当審査役を本行として再度雇用しないということについてですが、一つには、本行職員として雇用するかどうかは本行のほうでできる話ですので、いつまで雇用しないのかというのはあるかと思いますが、少なくとも直後は雇用しないといった感じで入れてみたいと思います。ただ、本行が雇用するもの以外については、そこまで縛ることは難しいと思っておりますので、本行職員とはならないということを一定の年限を区切ってやりたいと思っております。

事務局の役割についてでございますが、確かに重要になってくるということはよく分かりますが、ここについてあまり細かく書くのもなかなか難しいと思っております。事務といえば一般的な事務でございますので、ここはあまり細かく縛るのではなくて、運用を見ていただきたいと考えております。

それから、「当該案件との利害関係」ということについても、これもまた分かりづらいと申しますか、なかなか判定しづらいと思っております。少なくとも、例えば、事務局員は他の部署と兼務しないとか、その類のことは考えてはいきたいと思いますが、なかなか人繰りの問題等もあるので、形式要件をここに入れるのも難しいと感じております。以上です。

(矢島次長)

まず、今の中での特に名称ですが、これはJ B I C側の最初の説明にも確かあったと思うのですが、やはり他の機関で使っている、あるいは一般的に使っているオンブズマンとか、いろいろな名称がございましたが、それはイメージが広がりやすいというところがあって、そういう意味では、確かに松本さんがおっしゃるように、役割がある程度確定した段階で、あまり混同しないような名前がいいと思います。これまでの議論を踏まえるとほとんど確定しておりますので、そういうことを踏まえて、名称についてはJ B I C側に検討していただきたいと思います。ただ、ポイントとして、J B I C側の意見としてイメージが広がりやすい名前はかえってミスリードするということはあると思いますので、役割に合わせた形で、かつ、既存の部署の名前と混同しないような名称について考えていただきたいと思います。

それから、「利害関係」のところは、なかなか形式要件で決めてしまうのが難しい点はあると思います。私の理解するところ、選定委員会が設けられて、それは第三者の方からJ B I C側も入るということで構成されていることですので、履歴の段階でJ B I Cとのこれまでの関係をきちっと明記してもらったうえで、もちろんそれが詐称であれば撥ねる話になるわけですが、そのうえで判断していただくというほうが、広く人を選んでいくという意味では重要かと思います。そこは、若干運用だと思えますが、履歴の段階できちっと、これまでの過去のコンタクトというのでしょうか、関係を書いていただいたうえで、それを選定委員会で判断いただくということが、実態的にも広く人材を登用するという意味ではいいのではないかと、議長役・私としては考えますので、その点も勘案していただければと。

これは、ですから、その後の雇用の問題もあると思います。今も明言がありましたように、ご懸念の点は、もともと審査役の任期が終わった後で雇用をすることを約束して、そのために判断を歪められるのではないかとのご指摘だと思います。一定期間、この一定期間というのは年限をこちらのほうは決められる話だと思いますので、すぐには雇用しないという意味ではなんらかのワンチームということだと思いますが、そのような年限を決めてJ B I Cには他の仕事に雇用しないということは決められるのではないかと思いますので、そこはJ B I C側には検討していただきたいと思います。

そんな点だと思います。特に何かさらにございましたらあれですが、だいたいそう大きく考え方の相違はないと思います。どうぞ。

( F O E 松本氏 )

今の説明で確認ですが、1番目の公募の件は、基本的にはまず公募をして、その後、公募で人が集まらない場合に推薦をするということでしょうか。

( 入柿課長 )

組み合わせたいと思っています。例えば、最初は非常に分かりにくいと思いますし、新しい役割の人たちでありますので、団体の方から推薦していただくことも考えたいと思っています。広くまず公募してみるとかいうふうにするのか、それとも、推薦でいろいろと人が集まるようであれば、そういう人の中から選んでいくとか、そこは考えたいと思っています。

( 矢島次長 )

少し明確に整理したほうがいいと思うのです。今の話を聞いてますと、当然公募はするというではないかと思えます。ただ、別途いくつか、ある意味では、エスタブリッシュされている団体からの推薦があれば、それは貴重なご意見だと思えますので、選考委員会の場でその推薦は重みを持ってくるのかと。こういう整理がいちばんいいのではないかと思います。J B I C、どうでしょうか、そこは。

( 入柿課長 )

もちろん公募について排除するものではありませんので、そこはできるだけ広くやりたいと思っています。やります。

( 矢島次長 )

もう一度整理します。公募はする、ただ、推薦ももちろん受けるということで、それを選考委員会の場で、まさに選考にあたっての貴重な意見として検討するというで整理させていただきたいと思えます。

( F O E 松本氏 )

あと2点確認したい点があるのです。一つは、5点目の連絡調整の事務処理について細かく書くことができないのではないかとということです。もう一度議論が戻ることになるかもしれないのですが、私たちのほうで、連絡調整は直接この委員の方ができるようにするべきではないかということから、こういった連絡調整、情報公開も含めてこの委員の人がきちんとできる、やるということを明記するべきではないかここに書かせていただいているのです。今、入柿さんのご説明では、私たちが申し上げている趣旨から外れているのではないかと思ったのです。

( 矢島次長 )

最終的に設置要領のところは、J B I Cの内規というのでしょうか、内部手続きになるのだろうと思いますが、実態的に何ができるのかというのはこの場の議論になるのだろうと思います。そういう意味では、後ほどまとめて新しい要綱案の修正について説明をしていただきたいと思います。どういった修正を加えたか、それによって当然役割が変わってきますので、その点だけまず、この場で。繰り返しますが、環境担当審査役が直接コンタクトすることを排除しないのかどうか、排除しないのであれば、当然、その下である事務局が直接コンタクトする、あるいは情報公開するというのが、特にポイントはコンタクトだと思いますが、役割に入ってくるのだと思いますので、そこだけ少し、先の議論ではありますが、この場で説明をしていただきたいと思います。

( 入柿課長 )

きょうお配りした資料の6ページになります。このところでご懸念のありましたところで

すが、「4. 調査および対話の促進」の「(1) ガイドライン遵守にかかる事実の調査」のところでは、まず最初の のところで、ここは前と同じですが、「審査役は申立人から直接異議申立にかかる事項を聴取することができる」、「直接面会し、できる」と。それから、三つ目のところで、「投融資担当部署を介して」と書いてありますが、ここに、下から2行目ですが、「当初は」と入れてあります。したがって、いちばん最初はやはり投融資担当部署を介してアレンジを行うのが先方政府の協力を取り付けるうえで効率的であろうと考えますが、その後は直接ヒアリングを関係者に対して行っていただくということにしたいと考えております。

もう1点、文書の提供についても、これは2ページ目のいちばん上のところの小さい・の三つ目ですが、「本行職員以外の当事者を含む第三者に対して、文書の提供も求めることができる」と明記しております。

( 矢島次長 )

そういう意味では、前回の議論を踏まえて、最初はやはりいきなり環境担当審査役からメールなり問い合わせがあると相手も困惑するところがあるだろうということで、そこはご理解いただいたと思います、それが「当初」ということで入っております。その後で、先方もそれが分かれば、その後は直接コンタクトいただくということで修正されております。したがって、当然、直接コンタクトするのは実務的には環境担当審査役本人ではないと思いますので、それから依頼を受けた事務局が行うということで、事実上はおっしゃられたようなことが盛り込まれていると、事務局の役割として、と思いますが、いかがですか。

( F O E 松本氏 )

それでは、もう一つ、情報公開のほうは、私たちの提案では、もう一度きょうの議論になるかと思いますが、プロセスに応じて節目節目で公開していく必要があると。これを、いちいち事務局のほうに回してというよりも、きちんとこの委員のほうから公開していただくというのを事務作業という中にきちんと入れる必要があるのではないかと考えているのですが。

( 入柿課長 )

事務局の役割ですが、基本的に環境担当審査役の指示を受けて働く人たちでありまして、委員本人がということについては、例えば、情報公開は、具体的に、ホームページ上にこの審査役が直接アップしなければいけないのかという話だと思うのです。それは、まさにこの担当審査役の命を受けて働く事務局が手足となって働くということですので、そこをこの「設置要領」に書き入れるのはなんとなく違和感があるという気はします。

( 矢島次長 )

要は、おっしゃられていることは、そこまで不信感を持たれるのかよく分かりませんが、限界的な状況で申し上げると、別の部署がやることによって、そこによって事実が少し曲げられて情報公開されるのではないかというご懸念かと思いますが、基本的に情報公開するのは審査役が行うわけです。ただ、実務的には、それをホームページ上に載せるというようなところになりますと、それはJ B I Cの担当の部署、広報がやることになると思います。そういうところを介してということになりますと、当然、内容は、環境担当審査役なり事務局がチェックするということだと思います。

( F O E 松本氏 )

長くなりまして申し訳ないのですが、もう一つ、先ほど松本さんのほうからご指摘があった、「開発の社会環境的側面」という形で書き直してくださるということですが、これは世界銀行のものを添付させていただいておりますが、その中のコンディションの中で「途上国（農村部を含む）を訪問する意思と能力があること」、あるいは、二つ目のリクワイアメントのところでは、「開発問題や途上国の生活状況についての知見があること」と。私は特に、「開発の社会

環境的側面」はもちろんですが、「途上国の生活の状況について十分把握していて、そういったところを訪問することを非常に積極的にされること」というのを、もし可能であれば、入れていただければと思うのです。

(矢島次長)

そこは、細かく入れだすといろいろなものを入れなければいけないという面は多分にあるのだと思う。当然、今言ったようなところも含んだうえでの選考に入っていくということだと思います。細かくしていくと、もっともといろいろなものが入ってくるということになりまして、なかなか決められないと思います。もともと前回の議論でも、あまり縛らないという意味では、限定列挙というのはできるだけ避けたほうがいいとは思いますが、考え方としてそういうことも当然含まれると思います。J B I C、考え方をお願いします。

(入柿課長)

ここで挙げております要件は、要するに、門前で撥ねる意といいますが、申込者を絞るということですので、今言われたような点は、選考委員会でどういう点を重視して選考していくのかといったところを選考委員会のほうでまとめて、それに従って人を選考していくという、もう一つ先の話かと思っているのです。ですから、申込者を絞る段階でいろいろと細かく書いていって人が集まらないよりは、なるべく幅広く人を集めておいて、その中で適正な能力を持った人を選んでいくという方法で考えたいと思っているのです。

(矢島次長)

プロセスのところはそういうことだと思いますが、今おっしゃられたような経験というのは重要であるという認識はJ B I C側はしているのかどうか、それだけ1点確認したいと思います。

(入柿課長)

それは非常に重要だと認識しております。

(矢島次長)

よろしいですか。他にございますか。

(F O E 松本氏)

最後に1点だけ。これは前回確認するべきところだったのですが、実は、環境担当審査役は、もともとの案では、投融資部門から独立した総裁直属の機関として設置されるようになっていたのですが、「総裁直属」というところがこの新しい案で言葉としてはどこにも入っていないのです。これはもし意味があれば教えていただきたいのですが。

(入柿課長)

特にありません。入れます。

(矢島次長)

「総裁直属」ということは明記していただきたいと思います。

他にございますでしょうか。かなり、結果として、J B I C案でも、透明性の高い選定過程になっていると思いますので、そこは運用面でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、先ほどお話ししましたように、前回、一応「見直し」というところまでの本文はすべておさらいしたことになっておりますので、その修文を、お手元にあると思ひますが、頭からページバイページで説明していただきたいと思ひます。

(入柿課長)

それでは、お手元の資料に沿いましてご説明します。

まず1ページであります。ここは、いちばん下の「基本原則」の「透明性」のところ、前回ご議論で出ました「本行のアカウンタビリティの向上」を明記することといたしました。「公開を原則とし、本行のアカウンタビリティの向上に貢献しなければならない」ということで、こちらに入れさせていただいております。

2ページのところで、「環境担当審査役の権限と義務」のところでございます。この下線部分ですが、ヒアリングだけでは文書の提供を求めるとかはっきりしないということで、ここに「文書の提供」ということを明記いたしました。

真ん中の「対象案件」のところでございます。「将来重大な被害が発生することが確実に見込まれる」というところについてご議論いただきまして、ここについては「相当程度の蓋然性」と整理させていただきました。英文ではlikelyという表現を使いたいと思っております、その訳語だと考えていただければと思います。likelyという表現は、世銀等でも同じ表現だと思います。

もう一つ、「申立人の要件」のところ、代理人を立てる場合についてもう少し立場を明確にしたほうがいいのではないかというご指摘に従いまして、第2段落目でございますが、「申立は、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行うこともできる」という表現を入れさせていただきました。

3ページ目でございますが、「申立の期間」です。ここについて、融資契約調印以前に外部から意見が示された場合について申立を受け付けるかどうかという点が争点になりました。ここについては、基本的には受け付けないという態度については変えておりませんが、より、以前のプロセスを明確にすべきということもございまして、二つばかり修文をさせていただいております。

融資契約調印以前に外部から環境担当審査役に意見が示された場合には、環境担当審査役が投融資部門に移送しまして、「投融資担当部署がかかる意見に対して適切に対応できるよう依頼のうえ、総裁に報告することができる」ということで、そういった異議申立と申しますか意見が総裁に確実に届くようにということを入れております。したがって、総裁は、投融資担当部署がどういう処理をしたのかということに対して、総裁の意思決定の際にその結果を必ず配慮するということになるかと思っております。

もう一つ、「投融資担当部署は、この移送が行われた場合に、ガイドラインに則って誠実に対応して、プロジェクト実施主体にこうした意見を伝えなければいけない」と。インタラクションですね。プロジェクト実施主体に対するフィードバックを明記いたしました。

それから、3ページのいちばん下。これは先ほどと同じでございまして、「相当程度の蓋然性」と整理したいと思っております。

4ページでございます。ここもご指摘のとおり、「申立書の内容」でございます。(H)の「プロジェクト実施主体との協議の事実」のところでは、「ただし、申立人がプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する」ということで、実際にこういうことができない場合についても申立ができることをより明確にしております。

それから、「本行投融資担当部署との協議の事実」でございます。「協議」という言葉が若干強いということもございまして、どういう言葉がいいのかあれだったのですが、とりあえずは「やり取り」という言葉で整理させていただきました。「本行投融資担当部署とのやり取りの事実関係について記載してください」と。また、「その申立人は本行の対応が不十分である理由について記載することができる」ということといたしております。

(矢島次長)

「やり取り」というのは、英語だとcommunicationとか、そういう理解ですか。

(入柿課長)

はい、communicationでございます。

それから、「記載事項の真実性にかかる宣誓」のところは削除させていただいております。

「異議申立手続きのプロセス」についてであります。ここで、「受理」と「申立人への通知」は書いておりましたが、「実施主体への通知」が明確ではないというご指摘をいただきましたので、ここはより明確化すべく、「申立の受理、ならびに申立人およびプロジェクト実施主体への通知」と書かせていただいております。それに従いまして、本文のほうも「申立人、プロジェクト実施主体および本行投融資担当部署に対し受理の通知を行う」ということで、より手続きを明確化いたしました。

この際に、匿名希望の場合の人権配慮を明確にすべく、「ただし、申立人がプロジェクト実施主体に対する匿名を希望する場合には、申立人に関する情報はプロジェクト実施主体には明らかにされない」という形で整理させていただいております。

「手続き開始決定」につきまして、5ページでございます。ここも、「プロジェクト実施主体に書面で連絡する」ということを付け加えております。

「並行二重手続きの防止」のところでございますが、ここは整理させていただきました。まず、5ページの下からですが、「環境担当審査役は、わが国および途上国の訴訟・行政手続き、国際機関の手続き、その他の紛争処理手続きにおいて係争中または処理済のプロジェクトであって」、ここは一不再理のところの整理でございます。こちらに他の紛争処理手続きについて入れたということでございます。

次のページになりますが、「環境担当審査役は、当該紛争処理手続きと本手続きの争点が実質的に同一であると認める場合には」ということで、前回の「本制度の目的および効率性を勘案し」をより具体的に書きました。で、「手続き開始の決定を留保、または申立を却下することができる」。環境担当審査役の権限として定めております。で、「手続き開始決定の留保、または申立の却下、いずれの場合においてもその旨申立人には通知する」ということでございます。

それから、「また、申立が却下された場合であっても、新たな事実と争点に基づく異議申立を行うことができる」ということを書いております。

こうした紛争処理手続きについては上に入れたことによりまして、一事不再理のところについてはよりすっきりと、「本異議申立手続きが過去に行われている場合には却下する」という言い方に書き直しました。

6ページの真ん中から少し下でございますが、「ガイドライン遵守に関する事実の調査」のところ、環境審査のみ書いておったところについては、「モニタリング」を付記いたしました。

三つ目の は、先ほどご説明したとおり、「当初は投融資担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う」ということにしております。

7ページについては、先ほどと同じ点でございます。

それから、「総裁への報告」の中で、「本行が実施すべき事項を記載」といったところについては、ご意見をいただきましたので、「可能な方策を総裁に具申する」ということにいたしました。

8ページでございますが、ここも、「投融資担当部署は、必要に応じて、環境担当審査役の報告書の提出後1ヵ月以内」ということで、「異議申立受理後」というところを外しております。

それから、「フォローアップ」のところ、**「投融資担当部署による総裁指示の実施状況を報告することができる」と**。こここのところに、「また、必要に応じ、本行の環境社会配慮にかかるポリシーや業務運営についての意見を年次活動報告書に記載することができる」ということにいたしまして、この年次活動報告書の中で総裁にそうした政策提言を行っていくということを盛り込んでおります。

それから、「情報公開」です。こここのところで、いつ環境担当審査役の報告書等を公開する

のかということでしたが、ここは内部で議論いたしまして、やはり「投融資担当部署の意見書が報告された後に併せて速やかに公開する」ということとしたいと思います。最終的に本行としての判断は、担当審査役の報告書と投融資担当部署の意見書に基づいて、両方を勘案して決定するということとなりますので、決定した後に両方の報告書を出すこととしたいと思いますと考えております。以上でございます。

(矢島次長)

あとは、別添のところはそれに付随しているところだけですか。

時間の制約もありまして事前には用意できなかったものですから、それは時間の制約という意味でご了解いただきたいと思います。

これまでの議論の中で非常に大きなペンディングになっておりましたのは、異議申立の期間の問題、それから、情報公開の問題がいちばん大きかったと思います。そこはまず後回しにいたしまして、それ以外の点で、今の修文の個所にご意見がもしございましたらと思います。今、申し上げましたように、きょうお渡ししてJ B I C側から説明をしたということですので、このところは若干時間を取りながら、すぐにご意見があればあれでございますが、よろしければ、ご覧になっていただく時間を5分ほど設けまして、それから議論したほうがむしろ効率のいい議論になると思います。5分後からご意見を賜りたいと思います。この場合は、ですから、休憩ではないですが、ご検討いただいて、それで質問を受けたいと考えております。今、40分でございますから、45分から意見を賜りたいと思っております。

( O D A ウォッチャーズ坂元氏 )

前回のときに私がご質問した「情報公開」のところの「受領後5営業日以内」というところで、発信主義か到達主義かということで、この文面に書かないのはもちろんそれでいいのですが、その後どのように処理されたのか、J B I Cのほうにお聞きしたいということで、意見ではないのでお願いします。

(入柿課長)

このところについては、確認はなんらかの形で取りたいとは思っていますが、郵便事情等々ございますので、このところは事務的に、発信主義で「5日以内」と書かせていただきました。その後、予備調査の段階で必ず申立人にコンタクトすることになりますので、その段階で確実に受領したということを確認できると思っております。

あと、受理通知で申立人に書面で通知する際に、受領確認を求めるかどうか、そのへんは実務面も勘案して考えていきたいと思っております。いずれにしても、なんらかの形で早急に申立人が認知したことを確認する手立ては取りたいと思っております。

( O D A ウォッチャーズ坂元氏 )

よろしくをお願いします。やはり手続きのいちばん基本になるベースですので、よろしくをお願いします。

(矢島次長)

そこは、J B I C側、よろしく、確認のほうは当然にしてしなければいけないところがございますので、お願いしたいと思います。

(外務省高田氏)

修正箇所ではない部分ですが、別添の最後のフローチャートのいちばん下に、「モニタリング」となっているのですが、以前、私がこの場でこう整理したらどうですかと申し上げたことでいくと、ここは「フォローアップ」ではないかと思うのです。

(矢島次長)

そこは、確認して、そのとおりだと思いますので、修文いたします。

あと、ご検討いただいているときに、先ほど事務局のほうからコピーが皆さんのお手元に届けられたと思いますが、これは、冒頭ご説明をいたしました、議員団との意見交換を一昨日行っておりますが、その際の総裁の篠沢宛の申し入れでございますので、ご参照いただきたいと思います。

(グローブ・ジャパン)

先ほど矢島次長のほうから、グローブのほうで勉強会を持ったということですが、これ以外にも29日に民主党のほうで、特別環境部会のほうでこの問題を取り上げていただいております。今、別添でお配りした紙は、何名かグローブの先生もかかわってはいるのですが、超党派ということで総裁に対して申し入れを行っているということ。混乱されると困ると思っておりますので、説明いたします。

(矢島次長)

どうぞ。

(メコンウォッチ松本氏)

修文以外のところを皆さん手を挙げていたもので、修文されていないところで確認です。7ページの「総裁への報告」で、これは結局、「3ヵ月」に「原則として」が付かなかったのですが、この点は検討事項だったと私は理解をしたのですが、どうなのでしょうということ。もし、これは一緒に「期間」のところで話し合ってくれるならいいのですが、「期間」のところのモニタリング時期の対象とする規定については、前回、前の部分で議論が白熱したのために抜け落ちていまして、ここは後で一緒にやればいいということになるのですか。

(矢島次長)

もちろん結構です。

(メコンウォッチ松本氏)

「原則として3ヵ月」については。

(矢島次長)

「期間」のところですが、どういう整理をしたかということ。

(入柿課長)

この中でいろいろと期間を設定しておりますが、審査役の報告についてのみ延長を認めております。したがって、ここは、説明責任を果たすうえからも3ヵ月で1回切って、そこで報告をして延長をするという明確な手続きを取りたいと考えておりまして、それがために、「原則」を外したということでございます。

(矢島次長)

ただ、その場合、延長する理由が、「対話の促進」だけではなくて、報告書の作成に時間がかかるという点も含まれるのかどうか必ずしも明確ではないと思っております。

(入柿課長)

そこは、基本的にはなんらかの理由があることであろうと。単に報告書の作成が遅れたということではなかなか延長は厳しいとは思いますが、当然やむを得ない事情の中には「報告書の作成の遅れ」も、みだりに使われると困りますが、入り得ると考えております。

( 矢島次長 )

そうしますと、2ヵ月の延長というところは、「対話の促進のために必要」だけではなくて、相当な理由が必要ということで、迅速性は確保しなければいけません、報告書の作成に案件によっては時間がかかるということも含まれるということだと思います。

( メコンウォッチ松本氏 )

今の議長の整理で私はポイントはついていると思います。ですから、修文、新しいやつ7ページの下から二つ目の「対話の仲介」のみしか書いてませんので、調査等必要な、やむを得ない事情というものもそこに入れていただければと思います。

( 矢島次長 )

それでは、時間も経って、まだそれも十分ではないかも分かりませんが、修文案全般についてご意見を賜りたい。

( 環境省小川氏 )

ちょうど境になっているのですが、私も直っていないところで意見と確認のご質問がありますので、先にやらせていただいてよろしいでしょうか。前にも提起いたしました2ページの「対象案件」、申立の要件のところ、環境への影響だけが出てきたときについて事実上対応できないのではないかとごさいます。環境省といたしましては、やはり環境影響についても正面からこの異議申立で取り扱えるようにすべきだと考えております。ただ、現状の案文について確認を申し上げますと、「対象案件」のところ対象になっております影響自体については限定はありませんので、ここについては環境への影響も含まれておるという理解でよろしいかというのが1点でございます。それから、2点目の「申立人の要件」につきましても、2人以上現実に被害を受けているか、または相当程度の蓋然性となっておりますが、この場合、環境影響によって生活基盤が破壊されて人への影響も出るということも多々ございしますので、そういった場合には、こういった環境影響の面も含めて被害を受けている申立人が異議申立をすることができるのかということが、もう1点の確認事項でございます。

以下はコメントとお願いでございます。こういったことで、異議申立の中に環境影響への対応が十分入っていないという形になりますので、バランス上、環境影響については、ガイドラインの実施ということで十分な注意を持って扱っていただきたいということをお願いして、J B I Cからもそうするというお答えをいただければと思います。

また、先週の入柿さんのお話の中で、現在世銀などにおいても異議申立の対応が社会影響に限られているというお話がございまして、それが一つの理由になっておりますが、異議申立のやり方はかなりまだ発展途上であります。確かに環境影響についてなかなか扱い方が難しいという面はあるかと思いますが、これについても、まさに環境・社会配慮の二つのうちの一つでございまして非常に大きな点でございますので、この異議申立あるいはガイドラインの中で環境影響についてどのように十分扱えるかということは、次回というか、今後も引き続き検討されると思いますので、その中で十分勘案していただきたいと思っております。

( 矢島次長 )

それでは、今、「対象案件」のところの整理ということで、環境影響による被害というところがここでは明示されていないわけですが、逆に排除ももちろんされていないわけですが、その確認と、あとは、考え方として、ガイドラインの運用上、どう、現状で、J B I Cが考えているのか。この2点についてまずお答えいただくのかと思います。

( 入柿課長 )

まず前者につきまして、「対象案件」の中から排除されるのかということですが、そこは排除するつもりはございません。環境影響による被害がある程度因果関係が認められるのであれ

ば、それは当然受け付けるべきだと思っておりますし、この手続きの対象になろうと考えております。したがって、「申立人の要件」のところについても、その方が受けている被害と、それが環境影響に起因するものであれば、当然、申立人の要件を満たすものと考えております。

一般的にガイドラインの運用についてでございますが、そこは、ご指摘のとおり、本行としては全力を挙げて環境影響についても新しい環境ガイドラインに基づきまして精一杯努力してまいりたいと思っております。

また、より今後に向けてどのような仕組みが考えられるのかということについても、継続して検討していきたいと考えております。

(発言者 A)

3点ほど述べたいのです。一つは、「基本原則」の議論をしたときに、業界のほうから言っておりました、相手国の主権の尊重、イコールフットィング、あるいは、企業秘密に配慮してほしいという点については、「基本原則」にはなじまないが、当然こういう観点は考慮するという話があったかと思えます。したがって、どこにそれを入れていただけるのかということです。「前文」のところを見ると「経緯を記述する」とだけ書いてありまして、経緯論で、こういうことの発言があったというだけでは困りますので、そこはどういう形で入れていただけるのかということが第1点であります。

第2点目で、異議申立を受けた際の連絡先です。プロジェクト実施主体者と本行投融資担当部署に受理の通知を行うということで、「J B I Cのほうから直接ローンを受けている人」は書いてないのですが、これは、どういうふうになるのか。何も連絡が行かずに突然実施主体者から受けるという形になるのか。そのへんが気になるという点が2点目です。

3点目は、「申立人が匿名を希望する場合には、申立人に関する情報はプロジェクト実施主体者には明らかにされない」と書いております。「申立人に関する情報」というのが、名前を伏せるということだけならばいいのですが、申立人が主張しているところの不遵守にかかわる被害についての内容がプロジェクト実施主体者に伝わらないと困る。匿名のその人に配慮するというのは当然だと思っておりますが、中身の内容までがなくなってしまうと、実施主体としても対応が取れないと思っておりますので、そのへんについては、どういう不遵守にかかわらず、被害ということで明らかにする必要があるという点であります。3点であります。

(矢島次長)

まず最初の点、イコールフットィングとか主権の尊重、こういうところは、今回の案では削除されている「前文」に入ってくるのかと思われそうですが、そのあたりの説明をお願いします。あと、「前文」に入れることによる全体的な意味というのでしょうか、これはややリーガルな話になるかも分かりませんが、通常、貸付契約書のような場合でも、詳細な契約の前にこれまでの経緯を入れて、それを尊重する形で契約ができあがっているという構成になっておりますので、若干リーガルな面も含めてその点についてはコメントいただきたいと思えます。あとは、連絡先、匿名の範囲。これはかなり明確なところだと思いますので、手続き上では入ってきませんが、実態面、実務面のところのご説明をしていただきたいと思えます。

(入柿課長)

まず主権の尊重、イコールフットィング等についてでございます。制度設計などからで、手続きの中で主権の尊重、イコールフットィング等を十分配慮した内容になっていると思えますが、その精神自体については「前文」のほうで工夫させていただきたいと思っております。

この「前文」でございますが、基本的には手続き自体については本文で具体的な記述をするわけでございますが、その解釈等にあたって、「前文」に述べた精神、原則を配慮しながら解釈をしていくということになると思えます。そのへんは、リーガルには手続きの一部ではないとはいっても、その経緯として、手続きを解釈する際に斟酌されるものと位置付けられると思えます。

借入人への連絡でございますが、これは当然排除するものではございません。実際にはプロジェクト実施主体のみならず借入人にも通知することになるかと思えます。このへんは、より明確にする必要があるのであれば、そのようにしていきたいと思えます。

それから、申立人の匿名の範囲でございますが、ここで想定しておりますのは申立人の個人情報でございますので、その方個人が特定されるような情報は明らかにしないということでございます。もちろん申立の内容、具体的な被害等については、本人を特定するに足るようなものがあればそこは考えなければいけません、基本的にはすべてプロジェクト実施主体に明らかにするというところでございます。

(矢島次長)

他にございますか。先ほどお話ししましたように、論点になっております手続きの、受理の「期間」と「情報公開」は後ほどにいたしまして、それ以外のところでまずお話をいただきたいと思えます。

(メコンウォッチ松本氏)

3ページの受理の「期間」の最後です。これはたぶん今までもめてきたところとは別です。ここで話してしまったほうがいいと思えます。4の項目の直上の3行、「貸付終了後モニタリング実施期間」の話です。まず第1点、これについては、もちろんモニタリング規定不遵守を指摘する異議申立が可能だと書いてあるわけで、この「可能だ」というのは、この期間にモニタリング規定以外について問うことは絶対にできないのか。それとも、「可能だ」ということは、それ以外ももちろん可能であるという意味なのか。ここの文言について教えてほしい。

私の意見は、モニタリング期間中ですから、モニタリング規定というのの一つ大きいとは思いますが、しかし、この期間に対象とする規定をモニタリング規定に限定することについてはどうかと思えます。モニタリング自体がかなり幅広いところを網羅していることもあるので、そこについては、モニタリング規定というのつまりガイドライン上モニタリングという項目のところを意味するのかなと思えますが、考え方をもう一度整理をさせてください。

それから、6ページ、(2)の直上です、「当初は」という文言です。先ほどの入柿課長および矢島次長のお話を考えると、この「当初は」と入れたのは混乱を避けるためということがいちばん大きいと感じ取りました。とするならば、投融資担当部署を介してヒアリングのアレンジを行うのは、「申立人と投融資担当部署以外」という書き方ではなくて、むしろ「プロジェクト実施主体、ホスト国」については当初こうしてくれと言ったほうがいいのではないかと。例えば、専門家とか、国という枠組みの中で、あるいはプロジェクト実施主体とJ B I Cの関係のようなものが成立していない人たちから意見を聞くときに投融資部門を介すると、むしろ逆に混乱をするという可能性は私はあると思えます。入柿課長や矢島次長の言っている趣旨を踏まえて言うならば、ここはあくまでプロジェクト実施主体およびホスト国についてはそうしてくれというふうにしたほうがいいのではないかとと思えます。

(矢島次長)

モニタリングのところの考え方と、それから、「申立人および投融資担当部署以外」というところをもう少し限定してもいいのではないかとこのところでもあります。

(入柿課長)

まず簡単なほうから、後者のほうですが、おっしゃるとおりだと思いますので、そこはそういうふうに変えたいと思えます。

それから、最初のモニタリングのところですが、ここは、考え方としましては、当初申し上げておりましたとおり、われわれと借入人あるいはプロジェクト実施主体との関係は、基本的には貸付実行期間中とそれ以降とは大きく変わります。したがって、基本的な異議申立については貸出終了までと考えております。ただし、貸出終了後も借入人との間でモニタリング

という規定があって、プロジェクトにかかわるモニタリングをするという契約になっておりますので、その関係についてはモニタリング期間中は続くということになります。その間は、その関係に基づいて異議申立を受け付けるということだと整理しております。したがって、ご質問のところではありますが、モニタリング規定不遵守以外の申立を受け付けるかということについては、基本的には受け付けないということを考えております。

モニタリング規定は、実際には環境影響全般に及ぶものでございますので、ここは、借入人との関係を配慮して「モニタリング」と書いておりますが、実際にはかなり幅広い異議申立が可能であると私は考えております。

(矢島次長)

ここは、今のことでだいぶクリアにはなってきたのだらうと思います。まず一つは、もともとの「申立の要件」のところ、将来起こる可能性のあるものについても申立し得るところが、当初案から比べますとずいぶん広がっておりますので、そこが可能なのだらうというところ。これは必ずしもというわけではないのですが、実態面を考えると、J B I Cは、繰り返し説明があるように、プロジェクト実施主体ではなくてレンダーでございますので、そういう意味では、相手に対してかなりはっきり意見が言えて、その解決に向けてのことも、もちろんその後もできるわけですが、非常に大きなターニングポイントは貸出を行っているところであるということが実際面としては言えると思います。そういう意味でも、期間を延ばすことによってなかなか問題の解決が図れないという面もあると思いますので、そこは、貸出の終了までということ限定して、その間に申立をいただく、そのほうが実効性が確保されると、議長として意見を申させていただきますと思います。

(発言者B)

3点あるのです。一つ目は大した話ではないのですが、「前文」の、コンサルテーションの経緯を記述するところがあるのですが、これはいつ頃、ドラフトとして提示していただけるのか、あるいは、ここはドラフトということではなくて、完成したものがぼんと出て終わりになるかどうか。それを一つ確認したい。

2点目は「対象案件」ですが、「確実に」というのが、今、「相当程度の蓋然性が」と変えられているわけです。この蓋然性というところは、環境担当審査役が客観的事実に基づいて蓋然性を判断されるということであれば結構だと思いますが、もしそうでないのであれば、「客観的事実に基づき相当程度の蓋然性があると考えられる案件に」としていただきたい。というのは、今回は、ODAだけではなくて民間の案件も対象になるわけです。白か黒か分からないような状況、実際に被害が発生していない状況で異議申立がある。その異議申立のもともとなっているものは御行の遵守・不遵守です。それによって、例えば、貸出期間に貸出が遅れて工事が中断した、あるいは遅れたという場合に、当然、事業主体のほうでコスト増が発生するわけですが、結果として何も起こりませんでしたという場合に、民間事業であれば、そこで発生したコストを泣き寝入りするわけにはおそろくないだろう。そうすると、誰かに損害賠償請求をするという問題も出てくると思います。その場合に、申立人は匿名なので誰か分かりませんが、もともとの発生原因は何ですかということ、御行の不遵守です。ということになると、もちろんわれわれ日本の会社が御行を訴訟するなどということはありませんが、御行と全く関係のない海外の借入人あるいは事業主がその場合に御行に対して損害賠償請求を起こしてくるという可能性も否定できない話なので、ぜひここは慎重に対応していただきたいと思います。

もう1点は、7番の「フォローアップ」です。ここは、前回の外務省の方からのご意見に基づいて修正されたのではないかと思うのですが、環境担当審査役のコメントというか、環境担当審査役のご意見ということで、「ポリシーや業務運営についての意見を年次報告書に記載する」となっているのですが、これが、年次報告書に載って、文書として一人歩きするのは非常に危険かと。要するに、あくまでも環境担当審査役2人のご意見であって、御行と擦り合わせをしたわけでもないと思いますので、その意見をいきなり年次報告書に掲載して、それが一人

歩きするというのは非常に危険だろうと。もちろん環境担当審査役の方がポリシーや業務運営についての意見を公開されるというのは結構ですが、それは、このガイドライン、あるいはこの要綱案の見直しのときに、こういうフォーラムの場に出てきていただいて、ステイクホルダーの前でお話していただくというのが筋ではないかと思います。以上です。

(矢島次長)

今、「前文」の公開の時期、提示させていただく時期と、蓋然性と、フォローアップのお話が出たと思うのですが、特に「前文」に関しましては、今後のスケジュールとの関係が非常に強いと思いますので、その点について私のほうから申し上げさせていただきたいと思います。まず、十分議論をしていただいて、論点は絞られて、なかなか埋まらない面もあると思いますが、最近ですと毎週やっておりますが、このパブリック・コンサルテーション・フォーラムは、本日をもって一度一区切りとさせていただきたいと思います。繰り返し申し上げておりますように、重要なステイクホルダーであります開発途上国政府に対しての説明がまだ全然なされておきませんので、それを少しこれからJ B I C側が実施する。ただ、皆様方のご懸念は、言いつばなしになって最終案が出てくるのではないかということだと思います。J B I C側の考え方として、J B I C側としての案が出たところで、パブリックコメントという形でホームページ上で公開いたしまして、それに対して、物理的にいらっしゃれない方も当然多いと思いますので、一般の方々の意見も含めて意見をいただく。それを取りまとめたうえでかなり最終的な案が出てくるということだと思います。前回もご要望いただいておりますように、最終取りまとめの段階でまたパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開かせていただきたいと思います。そこで最終調整をしたうえでまさに最終案となって決定するというプロセスで考えております。

スケジュール観といたしましては、皆さんご存じのように来年の10月が本格施行でございますので、それに合わせてこの異議申立の組織についても作っていかねばいけません。人選も含めまして若干の時間が必要だろうという意味では、現状での私の目途としては、今年度中、ですから、3月末までには最終決定をしたい。現状で、J B I C側もスケジュール的には、きついとは思いますが、考えておりますのは、2月の初めにパブリックコメントをいただくという形で公開をいたしまして、1ヵ月ほどご意見を賜って、それを集約した形で最終案に近い形で提示して、それで3月の半ばに、1回で済むのか、もう1回ということもあるかも分かりませんが、パブリック・コンサルテーション・フォーラムを開かせていただいて、3月末に最終決定をしたいということでございます。

そのスケジュールを含めたうえで、まず「前文」をどういう形で公開していくのかということをお願いしたい。あと、その他2点ございました。蓋然性のところは、問題が将来起こるであろうということも含んでおりますので、問題が確実に起こっているという客観的事実は、将来起こる場合にはなかなか検証が難しいところがあるかも知れませんが、むしろポイントは、問題と遵守・不遵守の因果関係というところです。このへんは、当然にしてなんらか客観的事実がないといけないと思います。そのへん、問題が起こっている、将来起こるといったところの客観性と、因果関係のところと、少し分けてお話いただいたほうが良いと考えます。

それでは、J B I Cの考え方を説明してください。

(入柿課長)

まず「申立の要件」のところではありますが、「相当程度の蓋然性」について、何をもって蓋然性があると判断するかということについては、おっしゃるとおり客観的な事実……、被害の事実ということではなくて将来重大な被害が発生するであろうと判断する根拠がまさに客観的な事実には置かれなければならないというところでは、そのとおりだと思います。そういうことからすると、そこにそういう文言を入れることも十分考え得るかと思っております。そこは、皆様のご意見をうかがえればと思います。

政策運営についての提言でございますが、こここのところは、環境担当審査役に与えられる権

限としまして、こうした活動を通じてポリシーや業務運営についての意見を表明することができるといふことにしたいと思っております。このへんについては、借入人の皆様とか事業実施者の方々にそれほどご迷惑をおかけする話でもないと思っておりますし、今のところ、年1回、まとめて提言していただくということにしております。見直しの時期が何年に1回ということになりますと、審査役の任期も一応2年で切っておりますので、そこは意見を言えないといいますが、意見を表明する公式の場があまりないことにもなってしまいかねませんので、そこは年1回という形で残させていただきたいと思っております。

それについて、もちろん本行の考え方等と相違する場合もあろうかと思えます。その場合には、適切に本行のほうから、現在いただいております提言について考えておる意見を別の形で表明させていただくとかいう手を取らせていただきたいと考えております。

(矢島次長)

要は、「前文」は途上国側からの意見を聴取した後で、パブリックコメントのときということかと思えますが。

(入柿課長)

はい、「前文」は、パブリックコメントのときに提示させていただきたいと考えております。

(発言者A)

今の、「フォローアップ」のところの、環境担当審査役からのポリシーと業務運営についての意見を年次報告書に書かれるという点ですが、そもそもこの環境担当審査役は、不遵守の場合についての判断をやる役ということで議論してきているはずであって、個々のものに基づいて、その個々の案件を処理するために具体的な改善措置はこうあるべきだという意見は言える話になったのですが、全般的にJ B I Cそのものの全体のポリシーとか業務運営までについての意見をやるという機能はそもそもないのではないかと思うのです。J B I Cとしては、例えば、所管省庁で環境省からのご意見があれば、それも反映するでしょうし、財務省からの意見があれば反映するということであって、全体の運営の中でいろいろ考えるわけでありましょうから、こここのところは、環境担当審査役に与えられた権限といいますか、機能といいますか、それを考えると、少し逸脱しているのではないかという気がいたします。

(矢島次長)

関連したご意見ですね。どうぞ。

(外務省高田氏)

ここに入れると言った責任もありますので。私も、審査役の方がODA政策について意見を述べられるとかいうことは全く想定しておりません。私が考えたのは、例えば、こうこうこうという案件があって、不遵守だったと、で、これこれに対してはこうしようということはあると思うのですが、同じような不遵守が起こらないようにするためにはこういうことをしたほうがいいのではないかというのは、やはりそういう意見を言い、そこは直しておいたほうが...。もし制度の中でメカニズム上不遵守が起こり得るようなことがまた想定されるというのでしたら、住民の方はもちろん、途上国政府や、あるいは産業界の方のためにも、そういうのはなくしておいたほうがいい。今のこの書き方が、私の考えていたこととも違っていて、ご懸念があるのでしたら、表現を工夫していただければと思うのです。私の考えたのは、別にODA政策に対してどうこうとかいうことではなくて、まさに類似のような問題を起こさないようにするためにはこういうことを直してもらいたいということかと思っております。

(矢島次長)

確かに前回の議論よりも、ここは少し一般的になっております。私の理解としても、不遵守

を治癒するために必要な改善ということだろうと思います。そこはこれまでの共通した理解だと思いますので、そういった文言を入れて限定するほうがむしろいいのかと思います。皆さんの理解が違う理解であれば、またご意見を賜りたいと思いますが、そういう方向感だったろうと思いますので、そこはJ B I C側も少し修正をしていただきたいと思います。

他に、「異議申立の期間」、および「情報公開」以外のところでコメントはございますでしょうか。はい、どうぞ。

( F O E 松本氏 )

矢島さんのほうからご紹介がないので、私から言うのも何ですが、原科先生のほうから、「審査役について、2名ではなく3名が必須条件です。審査においては、判断が、賛否双方に意見が分かれる場合がありますから、これを考えて通常奇数にします。複数で少数の奇数である3名というのは、このようなシステムとしての要件です」とおっしゃってくださってまして、「J B I Cの融資総額を考えると、1名増やすという追加の費用は、そのマイナスの費用に比べて非常に少ないものではないか」という提案をされております。これももう一度ご検討いただいたほうがいいのではないかと思います。

( 矢島次長 )

すみません。きょうお手元にあるペーパーの中には、先ほどの「超党派の議員団の要望書」の他に、東工大の原科先生の「意見」というものが配られていると思います。その中では、3名にして合議という形で決めるということだろうと思います。ここは、J B I C側の案ですと、主として検討する審査役がいて、これはきっと審査をするうえでのバランス観ということもあると思いますが、もう1人の審査役の意見を聞きながら決めていくという整理になっていると思います。このへんについての考え方をもう一度言っていただきたいのと、J B I C側の考え方を少し整理してお話いただければと思います。

( 入柿課長 )

今回、われわれと申しますか、ここまでお話してきている異議申立の手続きの目的は、ガイドラインの遵守・不遵守の判定と、対話の促進ということでございます。その両様の機能を持っているということからしますと、必ずしも3名の合議制でやる必要があるのかということについて若干疑問があるということでもあります。基本的には、1の方が責任を持って遵守・不遵守の判断と、対話の促進にあたるのが最も適当な形ではないかと判断した次第でございます。したがって、「2人ではなく3人」と書いてありますが、基本的な考え方は、1人でやるということでもあります。ただし、もう1人の方の意見も参考として、で、賛否双方に分かれている場合には、主となる人の判断に任せるという考え方でございます。

コストの面もさることながら、迅速性と効率性を両立させるためと、対話の促進の効率を図るためにも、合議制よりもむしろ1人が責任を持ってやる。で、その結果をすべて公開して、公開することによって、より、説明責任を果たして客観性を保つという形にさせていただいた次第でございます。

( 矢島次長 )

きょうは原科先生はいらしておりませんので、きょういただいたコメントに対しては、私どものほうから別途、先生のほうにはお話をしたいと思っております。先ほどお話ししたように、きょうですべて終わって、意見をあとは聴取しないということではありませんので、その場でまたご議論いただくということで整理をさせていただきたいと思います。

それでは、すべての条項について結構でございますが、「期間」、「情報公開」のところも含めてお話をしたいと思っております。特にまず、「期間」のところでございますが、これは、前回とJ B I C側のスタンスが変わっておりませんので、「期間」の、融資契約締結前の段階でも認めるべきであるということとは隔たった意見で、特にN G Oの方々のご意見とは違って、

産業界の方々のご意見には合っているということだと思います。もっとも、「期間」のところと「情報公開」のところは関連があるところでもあると思いますので、ここはご意見とか、新たなご提言とかがあったら、ぜひ、賜りたいと思います。

( F O E 松本氏 )

期間の件ですが、J B I C から、おとといですか、議員の先生方からも第三者性が入る必要があるのではないかということ強く指摘されたというお話のご紹介がありました。この J B I C の修文では、結局、第三者性が入っていないとしか考えられないのです。意見は移送するだけでありますし、そのプロジェクト実施主体に意見を伝えるというのは通常のガイドラインでも当然規定されていることですので、結局、この修文では第三者性が入っていないとしか考えられないということが1点目でございます。

もう一つ、この、そもそも、ガイドラインの遵守・不遵守のところはガイドラインの中でどういうふうに定めてあるかももう一度見直しますと、「本ガイドラインに示された方針や手続きが適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるように努める。本行は本行によるガイドラインの遵守を確保するために、本行ガイドライン不遵守に対する異議申立を受け付けて必要な措置を取る」ということです。この「ガイドラインに示された方針や手続き」、これは、意思決定後だけではなくて、その途中のプロセスについてももちろん定めているわけです。ですから、今、J B I C がなぜ意思決定以降にしかこの不遵守を受け付けないというふうに勝手に解釈をされているのか。これは当初のガイドラインのときに考えていた不遵守の受付のスコープと変わってきてしまっていると考えます。そういう視点からも、変えていただかなければ、ガイドラインのここに定められた適切な実施、遵守の確保というところが確保できなくなっておると思います。

( 矢島次長 )

J B I C 側に説明していただきたいと思いますが、第三者性というところはむしろ、意思決定前に、投融資部門が広く意見を聞くと。それも、この場でも申し上げましたように、特に異議申立というか意見を言う場合には、意見を言う方の要件を定めているわけではありません。議員団の方々からお話ございましたが、税金を使って運営している機関であるということで、日本国民にとっても透明性を確保しなければいけないという意味では、特に、意思決定前の段階では、意見提出は、現地の住民の方で被害を受ける、あるいは可能性のある方に限定しているわけではないということです。そういう意味での第三者性は、客観的に見てかなり確保されているということではあると思います。要は、ポイントは意思決定過程に第三者を入れるということに限りなく近い話にはなってくると思います。その点の考え方。

今は、当初のガイドラインの考え方と変わってきているのではないかとございまして。異議申立ということになりますと、繰り返しになりますが、法律的に考えますと、類似の制度としては、行政機関にあります行政救済法というのでしょうか、不服申立の制度というのがある。これは明らかに行為がなされた後での異議申立ということで、かなりリーガルな面で、がちっと決まっている定義になっていると思います。そういう意味では、異議申立という制度を使うのがきつといちばんいいのではないかとご意見だと思いますが、ポイントは、意思決定前の段階でどう意見を聴取していくのか、それを意思決定に反映させるメカニズムをどう確保していくのかというのが、基本的ないちばんのポイントになってくるのだらうと思います。その点も含めまして、少し考え方の整理をしていただければと思います。

( 入柿課長 )

第三者性については、今議長の申し上げたとおりかと思えます。意思決定の前の段階で環境担当審査役、この方を第三者と規定しますと、この方の判断を仰ぐということはないという意味では、第三者性を入れていないということになるかと思えます。ただ、そこに代わるものとして、融資の決定以前に情報と申しますが、できるだけ早く情報提供を行って幅広く

意見を聴取して、それに対しては責任を持って投融資担当部門がリスponsしていくということを入れております。したがって、そういう意味での第三者性は確保できていると、今、考えております。

それから、ガイドラインとの関係でございますが、これも繰り返しになりますが、ガイドラインの中には、融資決定前にしなければいけないプロセス、踏むべき手続きがすべて定められております。したがって、そのプロセス、その手続きを踏まなかったということが当然異議申立の対象になると思うのです。意思決定にあたっては、そういう手続きを踏んでいるかどうかということを確認して、踏んでいなければ、再度差し戻しをして、そういう手続きをもう1回踏みなおすこととなります。したがって、意思決定までは、その手続きを踏んでいるのか踏んでいないのかということは確定できないこととなりますし、ガイドラインのほうもそういう手続きを踏まずに決めてはいけないと書いているので、やはりガイドライン違反というのは決めたときに発生するものではないかと考えております。

(発言者C)

この件は本当にこの場でも相当話されていることなのですが、1点よく分からない。意思決定がなされるまではその手続きを行ったかどうかということも含めて確定しないと。私はそこは疑問が非常にありますが、仮にそうだとすると、それがなぜ受付を拒む理由になるのか。具体的に、もし、まだ意思決定はこれからですし、これからまた手続きを踏むのですよということであれば、それは、受付をしたうえで、環境審査役が、これは名前が変わるのかもしれませんが、とりあえず「審査役」としますが、審査役が申立人なりJBICの意見を聞く、で、JBICの意見として、そこで「いやいや、この手続きはまた今後、例えば、1ヵ月後ぐらいに手続きとして踏むのですよ」という回答を審査役にすれば、申立却下という言い方が適切なのか分からないですが、それで申立をこれ以上審査する必要はないわけです。手続きはこれからやるのですよということであれば、審査役が、JBICがそう言っているのを確認しました。で、申立人の方には、「JBICはこう言っているので、そこをまた引き続き見守ってください」と。場合によってはそこは審査役もフォローしたほうが良いとは思いますが、JBICさんが気にされているところ、意思決定がなされる前にいろいろな行為が確定しないということであれば、本当に行為が確定しないのであれば、別に、受け付けて単に審査役がそれを確認すればいいだけの話で、なんら受付を拒む理由にはならないのではないかと。逆に、受付をすること自体に何が問題なのかというのが、いまいよく分からない。そのところをご説明いただけますでしょうか。

(発言者D)

今、JBICさんのお答えを取って申し訳ないのですが、受け付けるのに何が問題かということですが、異議申立の手続きを今まで議論してきた中で、私の理解では、受け付けてもし受理されれば、その段階で5日以内に事業者に対してそれは通知されるわけです。われわれ事業をやっている者としては、例えば、入札の前の段階で日本企業が応札するというときに、入札者としてはまだ一つのびっだーでしかない人の、JBICという機関から、その手続き違反で何か問題があったということが通知されるということ自体でも、競争の妨げになると思うのです。日本の企業はなぜそういうことになっているのだとか、そういうことを非常に……。何回も出てますが、イコールフットィングという中で、それが将来的に適切な申立であればまだいいのかもしれないですが、どういう申立か分からない中で受け付けるということは重要なことだと思うのです、それを。なにも異議申立の手続きを使わなくても、いろいろな方法でJBICさんに意見することはできると思うのです。そういう中でなぜこの異議申立の手続きを使っていかなければいけないかということに問題があるのであって、簡単に受理してとか言われると、今までの議論は何だったのだろうと思うところもあるのです。

(矢島次長)

一つ整理させていただきたい。先ほどのご意見は、「受理」という言葉自体の定義もあるのだと思いますが、このJ B I C案の中でも、投融資担当部門に移送する、さらに加えて、きょうの説明の案では、総裁に対してもそれを連絡するということですので、最終意思決定者に対してこういう問題があるということを知らしめるというのでしょうか、認知させるというところが、一つ、前より進んでる点かと。

それから、今のお話の中で、クリアにしたいのですが、実施主体まで現地に赴いて調査というよりも、むしろ、「こういう問題点があったので、きちっと配慮確認しているのですか」と投融資担当部門に対して言って、それに対するリスポンスを審査役に対して投融資担当部門がするという内容であれば、J B I C側の考えている「移送」と合ってくる感じもします。まず1点は、「そういう内部の手続きとしてきちっと確認しているのですか」と投融資担当部門に対して移送する段階で言う、それに対して、それを当然報告義務として審査役に言わせる。その点を考えていらっしゃるのでしょうか。あるいは、実際に現地まで行っているいろいろ考えるということなのか。

(発言者C)

そこは、私のイメージとしては、まずは申立人とJ B I Cの投融資担当部署に聞く、そこで、投融資担当部署がまさに「今後またやるのですよ」ということであれば、それは現地調査は必要ないと思うのです。問題は、NGOの方がときどき指摘されてますが、そこでJ B I Cの投融資担当部門として「いいえ、この手続きはもうやったのです」という回答をもししたときには、それは現地で確認しないといけませんねということも場合によってあるのかと。そこはもちろんケースバイケースで、全部が全部現地調査をしなくてはいけないということではない。J B I Cさんのご主張されるように、「手続きを、これからまた意思決定するまでに踏むのですよ」という話であれば、なにも現地に行く必要はなくて、どういう手続きを今後、具体的にどういうスケジュールで組む予定なのかということをもっと審査役を通じて申立人に知らせれば、それで申立人としては十分満足するのではないかと。そういった意味で、全部現地調査を必要とするというイメージでは全くない。

それと、今の方にご質問です。私もよく分からないところですが、入札を行う前にJ B I Cが審査するということはあるのでしょうか。輸出入契約の場合のイメージですが。受注するかどうかも決まっていないのに、J B I Cさんどうですか。

(発言者D)

審査というか、J B I Cさんに入札の前の段階で案件の説明をもちろんしに行くわけです。それで、こういうファイナンスについてはサポートしてくださいということをわれわれのほうからお願いをしに行くわけです。その段階で初めて審査部門の方とわれわれは対面するということになるのです。

(発言者C)

ただ、そのときに、どうやって申立者は、この企業がこの工事をやるのだということを知り得るのですか、入札が終わってもいないのに。

(発言者D)

それは分かりませんが、だから、そこで……。

(発言者C)

そのときは、少なくとも申立のしようがない気がするのですが。

(矢島次長)

これは、ただ、予備的なカテゴリーを決定した段階で情報公開しますので、あと、プロジェ

クトの.....。

( 発言者 C )

そういったものは、入札の前で結構やるものなの？ そちらへの時期関係が、輸出信用と  
いいますか、O O F の場合、よく分からないので、そこを教えてくださいたいのです。

( 矢島次長 )

タイミングとしては、入札中になると思います。入札中か入札前ということになると思いま  
す。

( 発言者 C )

それは受注が決まってからではなくて、では、結局、それは、受注できなければ.....。

( 矢島次長 )

J B I C がファイナンスすることが確実というか、そういう方向性が少なくとも最初の段階  
で.....。どう考えても取り上げられないというようなプロジェクトに対して、J B I C のファ  
イナンスを条件に入札をしていただくということはできないと思います。そういう意味では、  
予備的な考え方がまずあって、もちろん入札の段階には当然留保条件が付いて J B I C のファ  
イナンスということではありますが、いちばん恐れられているのは、その段階で競合他国の企業  
が、ダミーというような言葉は悪いかも分かりませんが、使いながら、この手続きを使って J  
B I C に異議申立をしてくる。それで、必要に応じてということでありましたが、現地の調査  
まで行うという段階.....、もともとのガイドライン自体も他の輸出信用機関よりは先進的にな  
っておりますので、そういう面はもちろん J B I C はすでにスタートさせているわけですが、  
現地調査にまで入っていくということになっていくと、それは他の輸出信用機関と比べると条  
件が厳しいということになってきて、その段階で企業がはじかれるということが起こってくる  
ということだと思いますが、どうですか？

( 発言者 D )

入札ということでこだわると難しいのですが、入札した後、実際には、L O I を結んだり、  
そのときに契約も結ぶことになるのですが、そのときも、前提がファイナンス条件になってい  
る場合には、J B I C さんのファイナンスクローズというのが前提となって交渉されるわけ  
です。その段階でわれわれがファースト・プリファード・ビダーという形で選ばれたときに、そ  
ういう段階で J B I C さんは検討を始めるわけです。だから、実際に借入契約が決まるまでの  
間に、われわれはいつでも、逆に言ったら、お客さんから切られる可能性があるわけです。そ  
ういう中で異議申立を受けるとということに対して、先ほど申し上げたということです。入札の  
直前・直後というか、そこもちろんあるのですが、入札の前から J B I C さんとの話し合い  
に入って、実際にはファイナンスクローズまでの間に、確定していないということで契約がキ  
ャンセルになるリスクがあるということなのです。

( 発言者 C )

そこでもう一つ非常に疑問に思うのが、確かに異議申立手続きというと非常に仰々しいもの  
に聞こえるのですが、例えば、事業者にアクセスしたり、これはほとんど私はないとは思いま  
すが、仮に現地調査をローンアグリーメント締結前にするとなった場合に、どういう作業をす  
るかということ、おそらく J B I C さんがまず最初にやる投融資部門とか、あるいは環境審査室  
がやるのかもしれないですが、そちらがやる環境配慮の確認と、審査役のやる環境配慮の確認  
は、なんら内容は変わらない。むしろ、審査役が手続きをやる前に、同じことを J B I C の投  
融資部門とかがやっているわけで、追加的にその事業者に対して負荷をかけるという話なのか  
と。客観的に見て、事業者から見れば、J B I C の投融資部門だろうが、審査役だろうが、第

三者であることには変わりないですし、かつ、少なくとも枠組み上はJ B I Cの職員という位置付けで審査役は位置付けられているわけです。ここは、事業者に対する言いぶりを工夫すれば、仰々しく「これは異議申立で、非常にきちぎち見られるのですよ」とかという言い方をしたらさすがに事業者のほうも警戒するかもしれませんが、J B I Cの手続きの一環ということで事業者たちに伝えれば、なんら作業は変わらないという理解なのです。これはJ B I Cさんにお答えいただいたほうがいいのかもかもしれませんが、そこらへんをちょっと。

( 発言者 D )

一つ言わせていただきたいことがあるのです。J B I Cさんからこれは答えていただいたほうがいいのかもかもしれないと私も思いますが、環境の、もちろん、調査は今も現実に行われていて、われわれが受注した案件の中でも、J B I Cさんに環境ミッションを派遣していただいて現地調査をやって、それに基づいて環境の配慮をした後われわれの事業も進めているということは変わらないのです。これは、他のE C Aとも当然行う作業であって、それについてわれわれも当然やるべきだと思いますし、他のE C Aとイコールフットイングというのは成り立っていると思っています。ただ、今回いろいろ議論しているのは、異議申立は、本当にそれと同じだからいいではないかという話で済む問題なのか。われわれは厳しい競争にさらされている中で、それが相手にどのぐらいの影響を与えることなのか。環境の調査と同じように、その異議申立があったことを相手に伝えて、相手と話し合いをするかしないかというところまで行くかどうか分かりませんが、そういうことを問題視することが、われわれの競争の中で重大になってくるのではないかと懸念しているわけです。だから、こういうふうに申しているわけで、そこが同じではないかと言われると、全然違うものではないかとわれわれはとらえている。だから、環境配慮はわれわれも当然やるのですが、それは各E C Aと同等のレベルで考えて、もちろんやっていくということなのです。

( 発言者 B )

財務省の方がいろいろお話されているのですが、私どもから見ると、国際協力銀行の主務官庁であられるのであれば、ODAだけではなくて、O O Fの実態も当然分かったうえでご発言していただきたいと思っています。例えば、最近、財務省の方は産業界の人間とお話するのを嫌がられているような気が.....。

( 矢島次長 )

問題点に絞ってお話いただきたいと思います。

( 発言者 B )

ぜひ、意見交換をさせていただきたいと思っています。

それは置いておきまして、O O Fの場合は、借入人から見た場合に何が問題かという、要するに、日本企業、それから、国際協力銀行のファイナンスというのは、あくまでも選択肢の一つなのです。融資契約を締結したとしても、ファイナンスが付いている場合には、ファイナンスクローズで初めて契約はイフェクティブになる。ということは、その間何かあったときには、お客さんのほうが「異議申立というのは、何かあるよね」「なんか4ヶ月ぐらいかかって結論が出るのだから」「場合によったら打ち止めか」というような懸念を持った場合には、当然、「じゃあ、もう、イタリアの企業も来ているし、S A C Eを使ってそっちでやりますわ」、あるいは、「韓国だったら環境ガイドラインもないし、うるさいことを言わないから、そっちへ行くよ」ということが起こり得るわけです。それをわれわれはいちばん懸念しているわけです。したがって、われわれもODAについてはとやかく言いませんし、別になってもいいと思うのですが、O O Fに関しては、イコールフットイングということを配慮していただきたいと考えているわけです。

(発言者A)

同じ立場の意見になります、当然のことながら。財務省さんの詰め方はちょっとおかしいのではないかと。要するに、今回は、不遵守の場合の異議申立をどうするかということで議論すべきであって、環境担当審査役がこういう機能もあつたらいいのではないかとかいう議論をしているわけではないと思うのです。不遵守の場合についてどういう対応をするかであって、その前提は、かねがね申し上げてありますように、J B I Cのほうからも話がありますように、J B I Cの担当者は、新環境ガイドラインを決めて、これを遵守すべく誠実に対応しますという前提があるわけである。したがって、決める決定以前にいろいろなご意見があるやつについては、当然のことながら、「うかがいます」と。その際に業界が申し上げているのは、相手の国もバカではありませんから、環境ガイドに当然配慮してサステナブル・ディベロプメントに貢献するプロジェクトを国として推進していこうということをやっているのが大半であって、一部問題のあるやつがあるということだと思います。

したがって、そういう中で、全体、それは反対の人、賛成の人もいるでしょうが、基本的にはいろいろな意見がある。その国でやる以上は賛成派の人がかなり多いという事態だと思いますが、その際にJ B I Cとして、反対者の意見も聞いたうえで慎重にガイドラインを踏まえて判断をすると言っているわけでありますから、慎重に努力して判断している最中に「おまえ、こら、違反するではないか」と言って訴えを起こすというのはおかしな話ではないかと。そこまであえてやる必要があるのかと。「J B I Cは不信の塊であります。だから、早めにやらないといけないのです」としか聞こえてこない。

では、そもそもJ B I Cがそんな不信体質であることについて、所管官庁である財務省が放任しておくのかということ、おかしな議論だ、それは。基本的には遵守するように所管官庁がいる。世銀の場合には所管官庁がないわけでありますから、国会もありませんし、世銀がおかしなことをやるといった場合にどこに訴える、上部機関がないからそれなりの制度が要るということだと思います。国内には立派な、きょうおそろいの省庁の方々がおられるわけでありますから、当然それをやるように指導することが前提ではないかと。そのうえで万が一あった場合に不遵守のほうに訴えられるということです。したがって、重ねてになりますが、業界にとって異議申立というのはきわめて利害関係がありますというか、慎重にぜひやっていただきたいという分野で、そのうえで判断申し上げるということであります。

繰り返しになりますので、このへんで止めますが、ぜひご配慮いただきたいと思います。

(矢島次長) それでは、主務官庁の方々、お願いします。

(外務省高田氏)

外務省でございます。同じように主務官庁でございます。主務官庁としましては、もちろん、J B I Cの方がガイドラインを必ず遵守してもらえるように信じたいところでありますし、そのようには指導していきたいと思っております。しかし、何かあるかもしれないと、100%完全ではないであろうという前提で今回の制度は作られているのだと思っております。もし完璧にできるのなら、このシステムはそもそも要らないわけでございます。というのが1点。

それから、遵守・不遵守についてはすごく論争がいつまでも続いているのですが、「意思決定の瞬間まで個別のそれに至る判断が全く確定していません」というので説明がどこまでつくのかというのは、私自身はまだ完全に納得できておりません。

それから、私はその場にはいませんでしたが、国会の方々に「第三者性」とおっしゃられたのは、第三者の意見を聞くというのではなくて、たぶんこの審査役の機能を活かすということではないかと思っております。

ただ、産業界の方が非常にご懸念されているのも分かります。例えばですが、基本的に受け付けないと。受け付けていないのだが、審査役と担当部署がいろいろ連絡を取り合う中で、特別な場合に遵守を見る、きわめて例外的な場合に見るというのは、遵守・不遵守がその前に、これは解釈が分かれているのですが、前にもあり得るといえるならば、それは可能性としてはあ

り得るのではないかと。ただ、その場合には、「情報公開」は後での議論になっておりますが、情報公開は完全に伏せるとか、借入人には例えば伝えないとか、いろいろ配慮して、特別な例外としていろいろなプロセスを作る。

やはり環境社会配慮がなされるということが重要です。アカウントビリティも重要ですが、情報公開を前提にして範囲が狭まるよりは、情報公開は多少抑えてでも環境社会配慮がなされるということのほうが重要だと思いますので、今回、少しキャッチボールが入って直されたのですが、もう一工夫して、例外的にこうこうこういう場合にやると。ただ、基本は「受けない」というラインは変える必要はないと思うのです。つまり、「受ける」と言うといろいろ差し障りがあるように産業界の方々からも承っておりますし、ましてやそれが情報公開されたり、あるいは、相手国側に伝わると排除されかねないというのは分かりますので、そこはいろいろ制度の工夫ということで、融資前と融資後を区別していただければと。という工夫はできませんでしょうか。

(環境省小川氏)

基本はガイドラインそのものでございますので、私も、95%とかそれ以上は、ガイドライン上で作業して、それで終わるものだと思っておりますし、むしろそうあらねばならないと思っております。今回の異議申立の議論は、それも100%ではありませんので、今高田さんが言われたように、そういうことが起こった場合のセーフティネットとして万全を期しておくという趣旨でございますので、それはそれで、仕組みとしてはしっかり作っておく必要があるのではないかと考えております。

それから、今までNGOの方のお話もお聞きしておりまして、ポイントは、第三者意見が入るかどうかという点が大きいのではないかと考えております。当然、事前の審査は十分JBIC側でされるわけですが、それを活用してなおかつ、どうしてもうまくいかないといったときに第三者の意見を求められる仕組みになっているかどうかというところが、実は内容的なポイントではないかと考えています。そういう意味で、この異議申立、環境担当審査役の機能・・・(一部聴取不能)のであると考えております

私も、遵守・不遵守ということであれば、例えば、アセスメント手続きで十分住民意見を聞くことになっているが、そのへんが聞かれていないとか、そういった意味で、決定以前にもガイドラインの不遵守・遵守ということで判断し得るポイントはあり得るものだと思っております。

そういった意味で、今のJBICさんのご意見ですと、環境担当審査役に意見が上がった場合にはそれを移送することになっているのですが、いちばん大事なポイントであります環境担当審査役としての意見を言う余地がないというところで、これではまだ十分ではないのではないかと考えております。

(発言者C)

ちょっと角度の違うコメントですが、今まで、確かに産業界の方々のご懸念も非常によく分かるところがある。特に、異議申立だという通知が事業者のほうに行ったら、それは相当、事業者にとってみれば、「なんだ、これは」という話だと。たぶんそういうことをおっしゃられていると思うのですが、それらの話は全部OOFの話と理解してよろしいのでしょうか。逆に言うと、ODAはその文脈から外して、まさに融資契約締結前もどんどん手続きをやって構わないのかと。OOFでも私はもう少しいろいろ意見はありますが、とりあえずODAのほうについては融資契約前でも構わないのかというところを確認したい。とりあえずその点についてお願いします。

(発言者D)

産業界といいますか、うちの会社はODAもOOFもどちらもやっているのです。基本的には、ODAの場合は、日本政府と相手国政府が長い時間をかけて十分話し合っているいろいろなこ

とをやって決めてますもので、その中で、競争が起こる段階までにいろいろなことがあると思うのです。OOFとODAは、基本的に手続きの形も、いろいろな途中の段階も違いますので、一緒くたに語ることはできない。われわれがいちばん守りたい部分としては、OOFの部分で、その競争は特に守りたいと考えているので、そこは分けられるというか……。われわれとしては、先ほど例外規定とかおっしゃいましたが、今までこれだけ話してきて、ここの中にまたさらに例外規定を求めるのは非常に難しいと思うので、例外規定を設けるにしても、基本的にはODAのほうで例外規定をどうやって設けるかという議論だと思うのです。それなので、OOFとそこらへんは分けて議論していただければ非常にありがたいと思うのです。

(発言者A)

この議論というのはODAかOOFの議論ではなくて、基本的に不遵守の場合について議論しているのであって、正確ではない。OOFの場合には特に影響があるから、強いこういう問題がありますと申し上げているわけであって、ODAの場合でも同様の問題は当然発生し得るかと思えます。どちらが強いと言えばOOFの世界が多いということかと思えますが。基本的に、第三者の意見を言うことが早めに行えるかどうかということによって皆さん言っておられて、それは、その意見が異議申立になるのか通常の見解になるのかということであって、このガイドライン上の扱いは、決定した後であれば、そこは異議申立という扱いになりますよと、それ以前であれば通常の見解になりますよというのが法律上の整理ではないかと。したがって、事前に意見を当然言えるわけであって、言葉の使い方を混同していると思うのです。

第三者なり地域住民がいつでも意見を言えるというのは変わらないわけでありますから、その意見処理をする部署がどこなのかということであって、融資決定以前については、通常の見解の中で、反対の人の意見、賛成の人の意見も当然聞きます、で、処理をします。融資決定以降は、その決定に対して意見を言うという形になりますので、それは不遵守の場合ということで異議申立ができる。用語としては、そこで初めて「異議申立」になるということではないかと。

もちろん、「異議あり」という人もいれば、「異議なし」という人もいるわけでありまして、そこは、両方の意見が、決定以降、異議申立制度の中で処理をされるということである。したがって、扱い上は明確に区別するというふうにしなないと、どちらがどちらの役をなしているのか。ただいま融資審査中に、審査役が出てきて意見を言うというのは、これは制度的に混同するのではないかとということだと思えます。言葉の使い方として、異議申立というのはガイドラインが不遵守の場合であって、不遵守の場合というのは決定がなされた後と。ですから、言葉の使い方をまず決める必要があるかと思えます。

(矢島次長)

JBIC側は、ODA・OOFで分けたいのではないかと話もございましたが、その観点からコメントを。

(山田課長)

ODAとOOFを分けるというお話がございましたが、JBICのこれまでの主張といたしましては、これは意思決定のメカニズムにかかわる問題だと思っております。意思決定までは、あくまで融資担当部門に移送して、そこがしっかりチェックをする、それから、私どもに環境審査室というところがございます、環境審査室が牽制機能を果たすということで、基本的には融資担当部署、環境審査室、この二つが相互にチェックをしながら、ある意味牽制機能を果たしながらやっていくという形でございます。したがって、意思決定まではそういったところにある程度任せざるべきだというのが従来の主張でございます。こういったメカニズムはODAとOOFで変わりはないというのが現状でございます。とりあえず、私はODAのほうを担当しておりますが、ODAとOOFを分ける意味合いは今のところないのではないかと考えております。

( 発言者 E )

J B I C ならびに監督官庁である外務省に質問が1点と、産業界、企業の方に対しての質問が1点ですが、質問の趣旨は同じことですので、まとめて言わせていただきます。産業界の懸念は私も一定の理解はできるのですが、この原案ですと、調印後の異議申立のみを受理するというになっております。そうすると、調印後、異議申立があつて、実際にガイドラインの不遵守が仮にあったとした場合に、J B I C と外務省にお尋ねいたしますが、制度上ではありません、実際上には契約の中止、ならびに、場合によっては破棄、事業の破棄が事実上可能でしょうか。この点をまずお聞きしたいと思います。

第2点は、それに関連いたしまして企業サイドの方にお尋ねいたします。もし、事実上、実際上、中止あるいはプロジェクトの破棄ということが起こった場合に、当然、損害が発生するわけですね。そうしました場合に、先ほど損害賠償の話が出ましたが、当然、その損害に対して、企業サイドとしてはJ B I C に対して賠償請求することになるとは思いますが、いかがでしょうか。その2点をお尋ねいたします。

( 矢島次長 )

契約を中止する・しないというところは、むしろJ B I C 側から説明をしてもらったほうがいいと思いますので、お願いします。

( 入柿課長 )

融資契約締結後に異議申立があつて、ガイドラインの不遵守が確定した場合ということですが、ここは少し留保する必要があるのですが、われわれのガイドラインの遵守・不遵守でもって契約を破棄することはできないということでございます。その過程で、相手国に、借入人、プロジェクトの実施主体に環境配慮が十分行われていないという重大な事実が判明した場合には、ローンアグリーメントの規定に従って、実質上、実際にも融資契約を破棄することは可能です。それができる仕組みを作ったのが新しいガイドラインでございます。

ついでに答えてしまいますと、産業界からの賠償請求ということになるとは思いますが、これについては、あくまでローンアグリーメントに従って、その条項を発動して契約を破棄することになりますので、それは、一方的にJ B I C に対する損害賠償には直結しないと考えてます。

( 発言者 E )

そうすると、このガイドラインの趣旨に沿って、不遵守ということが明確になれば破棄できると、調印後も。ですが、J B I C の場合は、世銀の場合と違ひましてバイですから、バイで外交問題に発展する恐れがあると思うのですが、その点はいかがでしょう。制度上はもちろんできますが。

( 矢島次長 )

まずクラリファイしておきますが、遵守・不遵守はあくまでJ B I C の内部の話でございますので、不遵守をもって契約を破棄することはできないというのが一つの整理でございます。ただ、前に現地では問題が起こっていて、それが不遵守に起因するのではないかという場合にこの異議申立ができるという構成になっておりますので、その根っこにあります問題が非常に重大であるという場合には、貸付契約書の条項を発動して貸し付けを中止、あるいは、貸し付けが終わった場合には期限の利益を喪失させる、これはテクニカルになりますが、全部返してもらうとか、そういうことができるということでございます。そこはまず確認をしていただきたいと思ひます。

( 外務省高田氏 )

外交上というご質問でしたので、今、矢島次長と入柿課長のご説明のとおりです。ガイドライン、J B I Cの不遵守ということではなくて、その審査の結果、相手に非が問えるという場合に破棄です。これは当然、相手に非があるのですから、こちらで一方向的に破棄するわけではありませんので、それは相手に対して外交上も言うことができるということだと思います。

それから、先ほどODAとOOFを分けるべきかというので山田課長のご説明がありました。結論は若干違うのですが、私も分けるべきではないと。それは、同じガイドラインで同じプロセスでやるという統合の趣旨から、分けるべきではないと。ただし、例外規定の作り方がどうなるか分からないのですが、産業界のご懸念の部分について配慮するような仕組みがいろいろあってしかるべきであろうと。事実上、それがOOFのしかも一部にしか現実には該当しないということはあるかもしれませんが、あくまでもこれは両方一緒にやるべきだと思っております。

(矢島次長)

一度、J B I C側に少し意見を聞きたいと思うのです。先ほどの財務省の方のご意見も含めると、要は、まず、異議申立という言葉から来ますと、かなりこれはリーガルチームでございますので、先ほどの「意思決定後」ということが通常の考え方だと思うのです。ポイントは、意思決定前にどう考えていくか、どう意見を聴取して、それにJ B I C側がどういう対応をしているかを確認するという作業を明確にしておくという意味では、このJ B I Cの提案の中にある「移送」という言葉だけでは分からないところがあるのです。

先ほどの財務省の方、あるいは、外務省の方からのお話では、実施主体側には伝えないとか、あるいはコンタクトしないとか、それは、産業界のことも配慮しますと、当然にして考えなければいけないという点のご理解を皆さんいただいているのではないかと思います。では、内部として、開封をしたうえで意見を聞いて、意思決定前なので移送するということですから、当然、内容は審査役は分かっている、そのうえで総裁と投融資担当部門に対して移送するということでございますので、当然、それについてどういう配慮がなされているのかということは、投融資担当部門には審査役に報告義務が出てくるということではあるかと思えます。このへんの、今言っている意思決定前の手続きのところ必ずしもこの文章では……。手続きの文章上にどこまで詳しく書くかという問題はあるにせよ、実態面として、実務面としてどういうことを考えているのか、このへんを少しJ B I C側に話していただいて、それから議論するほうがいいと思っております。

(発言者C)

今いろいろと整理をいただいたのですが、論点が違います。われわれも、修文案を見ると、確かに誤解を与えるなどというのがありますが、融資契約前に「意見」を環境担当審査役に言うべきかかということではなくて、私の考え方としては、あくまでも融資契約締結前の「異議」の申立を環境担当審査役にする。だから、これは、融資前も融資後も意見を受け付けて環境担当審査役がどうこうするというイメージではなくて、異議の申立を受け付ける、これは融資後も融資前も変わらない。

今論点となっているのは、そもそも融資契約締結前に「異議」の申立というシチュエーションはあり得ないだろうという考えありきで全部ここの文言は書かれているのですが、そこがまさに意見の分かれているところです。確かにおっしゃるとおり、95%ぐらいの、何をもって95というかは別として、ほとんどのケースでは確かにまだJ B I Cさんのほうで審査の手続きが続いている、なので、異議申立をするにも行為自体が確定していない、ということなので融資契約締結前は異議申立というのはあり得ないはずだという前提でお話をされているのですが、そうではない。あくまでも環境担当審査役は融資契約締結前だろうが締結後だろうが、「異議」の申立を受け付けるというところ。ここはイメージとしてはなんら変わっているところはない。むしろNGOの方とかもおっしゃっているのは、中国のケースとかも挙げてらっしゃいましたが、融資契約の締結前に行為として確定した部分があるのではないかと、そして、その確定した

行為に対して不遵守を問えるのではないかという議論なのです。要するに、意見云々をどう取り入れるかとか、そこはやや次元の違う話ではないかと私のほうは思っています。

(矢島次長)

ただ、「異議」というのはきわめて確立したリーガルタームですので、そういう意味で、意思決定前に異議を申立るとするのはむしろあり得なくて、そこは逆に、「意見」を聞く、そこをどう担保するかということなのだろうと思いますので、そこは考え方が違うのではないかと思います。

(発言者C)

ですから、異議申立が契約締結後にしかできないのではないかという議論も、ずっとJ B I Cさんがおっしゃっていることで、ここはたぶんもうJ B I Cさんのご意見としては変わらないのではないかということだと思います。ただ、一方で、NGOさんとか、われわれも含めてですが、異議申立が融資契約締結前に全く起こり得ないかという、それはそんなことはないだろうという理解をしています。その理解も、われわれのほうもたぶん変わることはありません。で、両方変わらないということで、そここのところばかりを議論していたら話が終わらない。そこは、これだけ議論して、時間をかけてやったわけですから、だいたい皆さんご理解していると思うのです。では、そのときにどういう解決策があるかといったら、もしJ B I Cさんが本当に異議申立は融資契約締結前には起こり得ないことだとおっしゃるのであれば、別に受付はオープンにしておいて、審査役が、「確かにJ B I Cの言うとおり、これは申立を受け付けられませんね」と、単に却下すればいいだけの話で、申立の受付を閉じる理由にはならない。申立の受付はオープンにしておいても、J B I Cさんのおっしゃるとおり異議申立は融資契約締結前にはあり得ないという議論と両立し得るのではないかと思うのですが、そここのところは...。受付ではなくて、むしろ、この間あったように、並行手続きだとか、ああいった形で、なぜこの話は処理できないのかというのがわれわれの疑問です。

(矢島次長)

ただ、そこは非常に基本的な話で、却下する理由が何だということだと思うのです。先ほどJ B I C側が繰り返し主張しているように、意思決定後に異議申立というのがあるということですから、意思決定前は自動的に却下になるということですよ。そこは問題の程度を見ながらということになると、全然発想が違うことになるのではないかと思います。

(ODAウォッチャーズ坂元氏)

皆様のご意見を聞いていて、やはり価値判断とか立場の違いとかがあって、私は、今のご意見は非常にポイントをついているのではないかと。例えば、法律の話だということであれば、受付というのは、届いたら何月何日と受け付けますでしょう。受け付けること自体は、その後のいわゆる通知とか、そういう審査内容に入るわけではないので、まず一つは受付。つまり、融資決定前だから受理しないというのではなしに、まず受け付けられた後に、書いてありますように、処々の手続きをして、そして、審査部門とか環境部門の各内部のセクションに移送されるわけです。結局、一応受け付けてはいるわけですよ、当然。だから、まず、受付と受理は明確に考えるべきではないかと思うのです。それが1点。それは別件です。

もう一つは、これは議論になっているところですが、産業界の方の意見およびJ B I Cの意見が、基本的に立場は変わらない。変わるかわからないか分からないが、非常に形式的に処分というか、外部に対する行為がないのだから、それについてなんら対応するべきではないということですが、先ほど学者の方もおっしゃられてましたように、実際に契約後、もちろん、解除とか破棄とかいうおどろおどろしい言葉が出てますが、そういうことも可能かもしれませんが、できるだけそういうことはなくしたほうがいい。そういう趣旨で、国会議員の方とか、NGOも含めまして、これだけ要望なり考え方が来ているわけです。だから、ここは、なんらか

の形でもう少し詰めた形の議論を、せっかくこういう場があるのですから、したい。

それをするのだったら、NGOの側としてはどうか、私としては、もうやむなく、本来一体の手続きであります。折衷案を詰められるどこかの余地があるのだったら、このODAとOOFについてなんらかの歩み寄りができるのではないかと趣旨である。できるかどうかは分かりませんが、私自身もそうですが、この二つは手続きを変えるべきではないし、論理的には変えるべきではないという立場はもちろんあるわけですが、なんらかの、できたら、こういう場が設けられているわけですから、皆さんの知恵で歩み寄れるところがないか、接点を探れないかという一つの手段、戦術として、OOFとODAがある。まず、受付自体はされていいのではないかと。受付と受理はその間の行為としてまた論理的に考えるべきではないか。こういうふうに思うのです。いかがでしょう。

(矢島次長)

先ほどJBI C側に説明を求めた点を説明してもらったほうが、今後に進むと思うのです。要は、意思決定前の段階での移送をする。そこを「受理」と言うのか、「受付」と言うのかということも含めますが、私の理解では、「前」ですから当然却下するということですが、一方で、それを投融資部門と、かつ、きょうのJBI C案ですと総裁に対して、こういう意見が来ていますということ伝える。それに付随して、そういう点を確認しているのかという点は、当然にして、投融資部門側から審査役に対して報告の義務が出てくるということだろうと思います。先ほどのいろいろの議論を言いますと、まだ契約もできていない段階で、第三者の、先ほど話したような選考過程で出てきた方が、審査部門とやや重畳的にプロジェクトの実施主体のところへ赴いて意見聴取を行うというのはなかなか難しいと思いますが、その内部での検討状況を移送の手続きを経たうえで確認していく。そのへんの考え方がまだこの「移送」という単に言葉になっているだけなので、そここのところの現状の考え方を少し整理していただいたほうが分かりやすいのではないかと思います。

(入柿課長)

手続きについて具体的に何を考えているかということですが、まず、融資契約調印以前に外部から異議申立ということで環境担当審査役に意見が示されるという場合は当然あると思います。その場合には、まず、異議申立は却下するという事で申立人には通知する。一方で、その点については投融資担当部署に責任を持って環境担当審査役が移送しますということでございます。環境担当審査役の関与はここまでと考えております。すみません、投融資担当部署に移送するとともに総裁に報告するという事であります。投融資担当部署は、そこからこの意見に対して適切に対応するという事でございまして、さらに、その結果等についてプロジェクト実施主体に意見を伝えるということを考えております。具体的に考えておりますのは、総裁のほうは、この移送された異議申立について投融資担当部署がどのような対処をしたのか、それを審査する部門があるわけでございますので、三重にあるので、審査部門がそれに対して意見を述べる、その結果を聞いたうえで意思決定を行うということを考えております。

移送の段階で環境担当審査役が意見を述べるとかということもご意見は出たかと思うのですが、そこは環境担当審査役の独立性と中立性等を勘案しますと、中途半端な情報で意見を述べるとか、それから、投融資の意思決定等に際してどのような対処を取りましたということ環境担当審査役に報告するという事は、かえって環境担当審査役が内部機関化してしまう恐れにもつながってきますし、そこは明確に一線を画した対応を取りたいと考えております。

(矢島次長)

確認ですが、要は、移送することによって、もちろんそういう問題点で意見を賜ったということは審査役が十分に理解したうえで、それをきちっと配慮しなさいという形で投融資担当部門と総裁に対して知らしめる。当然、それに対して投融資担当部門は報告義務がある、という整理なのだろうと思います。

( F O E 松本氏 )

何度ご説明をお聞きしても、そのやり方では第三者性が確保されていると思えないのですが、それは確保しないということに決められたということなののでしょうか。

( 矢島次長 )

これは「第三者性」の定義だと思っております。繰り返し J B I C 側からも説明があるように、十分、前に情報公開を行って、その下で、申立人の場合と違って要件を定めずに広く意見を賜る、これは相当な程度の客観性が確保されているということだろうと思っております。

( F O E 松本氏 )

内部の手続きの一部ではないですか。そういったことで、今まで問題が起こってきた……。

( 矢島次長 )

外の方から意見を賜るといのは客観的だということか、まさにそういう第三者性以外の何者でもないのではないかと思います。

( F O E 松本氏 )

それを判断するのは中の方でしかないわけですね。

( 矢島次長 )

ただ、意思決定というのは当事者しかできないということだろうと思っておりますが、最終的に。

( F O E 松本氏 )

最終的には当事者しかできないと思っておりますが、その判断の材料を直接の投融資の方ではない方に提供していただくというのが、一つの、遵守されているかされていないか判断するときに、この異議申立機関の第三者性のなせることではないかと思っております。

( 矢島次長 )

この点については、もうすでにだいぶ時間も経ってきておまして、これまでの議論の中でなかなか間を見つけるというのは難しい面でもあると思っております。一つは、きょうの議論の中では、確認事項としては、意思決定前の第三者性というところ、異議申立の手続きというのか、あるいは違う手続きなのかということはあると思っておりますが、その確保が非常に重要であるということだろうと思っております。あとは、ご提言としては、ODAとOOFとを分けた形での切り分けができるのではないかとということがもう一方で出てきた点だろうと思っております。で、NGOの方々の考え方は、あるいは主務官庁もそういう方が多いように理解しておりますが、その第三者性の確保にはこの異議申立の手続きを使っていくほうがむしろ効率的なのではないかというお考えだろうと思っております。

ここは、重要なステイクホルダーであります途上国政府に対する説明もこれからでございますので、この点につきましては引き取らせていただきます。先ほどもお話ししましたように、今後、パブリックコメント、さらに、3月にはもう一度、最終に近づいたところでのコンサルテーション・フォーラムを開くということはここで確約させていただいておりますので、J B I C 側には、意思決定前の形でどう第三者の意見を反映していくのか、さらに明確化できるものがあれば、そういうことを考えていただきたいと思いますし、それから、ご提言のありました O D A と O O F とをどう考えていくのかということも含めて少し内部で検討はしていただきたいと思います。

( F O E 松本氏 )

私は全然納得しておりませんが、一つ、先ほど産業界のほうから出ておりました意見の中で、矢島さんがご説明された、話を始めて契約がされるまでの途中に他の方から、企業の方からこのプロセスを邪魔するために申立があるような場合は、民間では、困るとご説明されたと思うのですが、このコンサルテーションの議論の中で、それはきちんと撥ねましょうということになっておりました。ですから、それは特に、私は問題ないと思っております。ただ、本当にガイドラインの不遵守があった場合に、そのための申立が事前にあった場合は、やはり契約の途中であっても、ガイドラインが守られていなければ契約そのものが成立しないわけですから、私は、民間企業であっても適用をする必要があると思えますし、不遵守・遵守が明らかにならない前にJ B I C自身が契約をされること自体もおかしいのではないかと考えております。

(矢島次長)

ここは、もともとの議論として、J B I Cは当然ガイドラインを遵守した形でしか契約できないのです。先ほど95%とか何か数字も出ておりますが、統計上と言う信頼係数にあたるかと思えますが、そこがまず大前提だということはご理解いただきたいと思えます。この議論のところはもうほとんど意見が出尽くしていると思えます。

(外務省高田氏)

途上国に説明は重要だとは思っているのですが、途上国に説明した後、もう一度パブリック・コンサルテーションをする、そこで内容は変わる。変わって、それが途上国にとってあまりハッピーでない変更で、事前に説明を受けたのがそちらのほうに変わるというのは、私どもとしてはなるべくなら避けたいと思えます。ですから、途上国に説明する前の段階で、本件はある程度合意ができるものを作っておいたほうがいいのではないかと。途上国のご意見をそもそも積極的に今聞くのかというのはありますが、ただ、説明に回るだけでも、意見をくださいと言わなくても、なんらかのコメントはありますので、それを踏まえうえで見直せる場所があったら見直しましょうということになるのだと思っております。そうやって途上国に説明したうえで、後で、「こうなりましたよ」というのが、途上国にとってより厳しいというのはどうかと思えます。そういう意味では、途上国に見せる案の段階から、ある程度みな……。ここはかなりハードなところだと思いますので、ハードなところが後で変わってしまったというのはどうかと思えます。

あとは同じことの繰り返しですが、なんらかの審査役が判断、遵守を見てみよう。例えば、先ほど、投融資部門が総裁に対応を報告されるというのがありましたが、それでもほとんど、少なくとも投融資部門としての対応は固まっております。それが遵守か不遵守かと最終的に決断するのは総裁かもしれないのですが、投融資部門から来たものをずっと総裁がためていて、判子をつくまで決定してません、というのはどうかと思えます。総裁のところに戻ってきた時点で、考え方が異なっていた場合にどうするかということで、そのときに、これを遵守しているかどうかをこの方に見ていただくということは、なんらかの仕組みができないかと。きわめて例外的なもので結構ですので、ご検討いただきたい。その場合に、ODAとOOFを分けるのではなくて、借入人に対する配慮の特別な事項をいろいろ入れておく。結果的に、ほとんどはOOFの、しかも産業界の方に恩恵は及ぶと思えますが、ODAとOOFを分けるのではなくて、そういう仕組みをいろいろ入れることによって配慮していただいたほうがいいと思えます。

(矢島次長)

今のお話は、期間は限っておくが、その前に受け付ける例外規定を設けたらどうかというお話ですか。

(外務省高田氏)

私がいざばらく前に申し上げたのは、受付というのがひょっとしたら産業界の方にとってはたいへんなことでしたら、受け付けないのだが、例外的に受け取ったものを内部で処理する中で、

これについては審査役がやるということでございます。受付ということに私はこだわっていないというか、むしろ「受付」という言葉が産業界の方にとって負担がかかりそうならば、そこは変えたほうがいいと思います。

(矢島次長)

要は、J B I C案で言うところの「移送」したうえで、どうフォローしていくかというところ……。

(外務省高田氏)

そのフォローの中に、今の中だと、審査役に戻ってきて審査役が審査するという可能性がゼロになっておりますので、そこがゼロではない。ただ、意見を述べると言われると、先ほど入柿課長がおっしゃられたように、全然審査も何もしていないのにぱっと意見を言えというのも無理があると思いますので、審査役が何か言うためには、やはり、それが本格的な調査、相手国まで行くかどうかは別にして、なんらかの調査は必要だと思います。

(発言者C)

2点ほど補足をしたいのです。われわれとしてもO D AとO O Fを全く別々にすべきと考えているわけでは決してありません。ただ、きょう、いろいろ産業界の方のお話とかもうかがって、O D AとO O Fで、O O Fのほうへ必要な配慮というのはあるのかもしれないし、そこは当然考えていかないといけないだろうというところが1点。

あと、重ねて申し上げますが、融資契約締結前だろうが、締結後だろうが、環境担当審査役が受け付ける内容というのは、あくまでもJ B I Cの不遵守の話で、われわれは、意見全般を環境担当審査役に受け付けさせて、移送させてどうこうというイメージではないということをつけ加えさせていただきます。

(矢島次長)

ですから、まず一つは、途上国に対してどういう形で説明していくかということですが、このところは、今の両省からのお話ですと、意思決定前の過程で、環境担当審査役が移送したうえでどうフォローしていくか、そののところだろうと思います。そこは、先ほどのところでも必ずしも明確になっていないので、どういったことが可能かということ念頭に置いて、そういうことを踏まえたうえで途上国側には説明に行っていたかということになるのかと思います。

この点につきましては、意見は、もともとのリーガルで考えたところの整理と、意思決定前に第三者性をどう出していくのかというこの二つのポイントだろうと思うのです。だいぶ議論の点は尽きているというのが私の考えているところでございますので、ここで、繰り返しになりますが、途上国側の反応も見る必要が当然にあるということでございます。そういう意味では、途上国側の反応も踏まえて、最終案をパブリックコメントという形でいただきながら、そこでもコメントいただき、最終的に、これは確約いたしますが、そういう意味では3月の中旬以降になると思いますが、もう一度こういう場を開いたうえで、そこで意見交換をさせていただきたいと思います。意思決定前の明確なルール化のところは、J B I C側ももう少し分かりやすい形での説明が必要だろうと考えておりますので、検討をよろしくお願いしたいと思います。

(F O E 松本氏)

矢島さんは、先ほどから、「異議」という言葉がリーガルな位置付けだとおっしゃっていらっしゃるのですが、私の知る限りでは、このガイドラインの遵守・不遵守の議論をしたときに、これはガイドライン全体の手続き・方針にかかるものであって、必ずしも意思決定をしていなければ不遵守が問えないという、そもそも、そういう設計ではなかったと理解しております。

そのあたりはもう一度 J B I C の中できちんと考えていただかないと、J B I C のほうで勝手にこの遵守・不遵守の項目を理解されているとしか私にはとらえられないのです。もう一度、その点は考えていただきたいと思います。

( 矢島次長 )

そこはまさに一つのポイントで、おっしゃるとおり、J B I C 側も意思決定前の第三者性を否定するという点では全くなくて、そのためにガイドラインがまず改訂されているということなのだろうと思います。異議申立といいますと、どうしても他の一般的な制度、類似の制度と同じ言葉を使うわけですから、それに合わせた形に当然ならざるを得ないと思うのです。だから、「異議」の定義なのだろうと思います。これは、一般的に見る人は、他の条文を詳しく見ない限りは、「不服申立」と同義になります。そういう意味では、リーガルな考え方というのはどうしても出てくるのではないかと思います。一方で、ご懸念の点は、異議と意見ということで切り分けるのがなぜいけないのかよく分からない感じはしますが、あくまで意思決定前の第三者性をどう確保していくか、それに対してこの環境担当審査役がどうかかわっていくかという話だと思います。その点はかなり共通の理解になっているのだろうと思います。で、かかわらないということではないというのが J B I C の今回の案で出ているわけです。そこをもう少し、何をやるのかという明確化、それから、実施主体との関係が特に産業界の方から強く出ている点だろうと思いますので、その整理をもう少しきちっとしていくというのが、先ほど私が言った J B I C 側への検討課題だろうと思っております。

( メコンウォッチ松本氏 )

高田さんがおっしゃったことは結構重要で、ガイドラインの議論のときは相手国での情報公開が最大の議論の的だったので、途上国政府に聞かなければ分からないという J B I C の言い方が通用したわけですが、今回の場合は、きわめて日本国内で議論しなければいけない点だと思います。ですから、本来、途上国政府に説明する前にこの議論はこの段階で終わらせるべきことではないかと思います。矢島さんがなぜ10月31日にこだわっているのかどうか分かりませんが、私は、この点については、途上国政府にこれを持っていても話の解決の糸口は見えないと思います。むしろ、これだけに特化した、みんなのいろいろ頭を知恵を持ち寄って議論しあう場を設けるほうがより結果としてはいい方向に結びつくと思います。私としては、10月31日をもってこれをクローズするのではなく、途上国政府に持っていく前に再度この点については議論を続けるべきだと思います。内容については、もうすでに言っておりますので、それ以上は言わないということです。

あと、融資契約破棄のことについては、言いぶりが本当に混乱していると思います。私は、矢島さんが整理したとおり、現実的に不遵守によって融資契約の破棄はできないというところは、非常に重要な点だと思います。しかし、相手の政府に何か、実施主体に何か問題があればどうのこうのというのは、もともと不遵守を問わず言えることですので、この不遵守には全く関係ないことだと私は思います。基本的に融資契約を結んだら後戻りができないという理解ですので、やはりそれを前提にしてこの議論を、先ほど学者の方がそういうふうに言いましたが、それぐらい、もう融資契約を結んだ後は元に戻れない仕組みなのだという前提でこの融資契約前のことについては議論をしてほしいと思います。

( 発言者 A )

関連的な議論にずっとなっていて、具体的イメージでお話をさせていただければと思うのです。若い子どもが道を歩いている。その道の前に家がある。それを見ていたご近所の人で、あの子どもはあそこの家に無断に入るのはないだろうかと、「入る、入る」と叫んでいる人がいる。片方では、「いや、そんなことはしないはずだ」と言っている人がいる。そこにたまたまおまわりさんが来た。そうすると、子どもが家に入りそうだという人がおまわりさんのところへ行って、「あの子どもが家に入って泥棒をしそうだ」と言って通報する。それを公表す

るのかということですよ。

(矢島次長)

できるだけ暗喩表現は避けていただいたほうがいい。

(発言者A)

子どもさんには、それはきちんとやるように親御さんがいて、ちゃんと監督しているという状況で、こどもはしっかりと親御さんの言うことを守ってやりますと言っている状況で、たまたまご近所の方が、それを見て、「あの方が家に入りそうだ、泥棒しそうだ」と言って警察に訴えて、警察が出てくる可能性があるのかということだと思います。

例が良かったのかどうか分かりませんが、少なくとも、要するに、「違反した」という言葉を使うということについては非常に慎重に考える必要があるということを重ねて強調したいと思います。

(発言者E)

議事進行上のことでお願いというか、ご提案させていただきたいと思うのです。J B I Cの考えも、産業界の方も、NGOの方も、本質的には全く水と油とは思えないのです。非常に皆さん、やはり環境に対する配慮は大事だということは共通認識で、むしろこの場で確認できたとは私は思っております。ですが、それをどう担保するかということです。要するに、期間のことに関してですが、リーガルな面は、私は専門ではないので、おっしゃれば、矢島次長の話のようだなとは思いますが、ただ、この点は、事前の異議申立は受け付けないという、これだけの立派なガイドライン、ならびに審査役というか、それを補完するような制度を設けながら、私の理解では、画竜点睛を欠くような気がするわけです。むしろ、J B I Cのファイナンスはどれもすばらしいと、世銀もこれは見習わなければいけないというようなものを今、作ろうというぐらいのあれだと思うのです。この点に関して、事前の異議申立を受け付けないというのがはっきりしたJ B I Cの立場なようですが、この点はやはり大きいので、途上国に意見を聞くとかえって僕は混乱すると思うのです。途上国はファイナンスしてほしいというのが基本だと思います。ですから、先ほど提案がありましたように、この点だけに絞って、だらだらやることはいけません、議論をここで終わるのではなくて、かなり議論は尽くされているとは私も理解できますが、ぜひ、この点だけは再度協議の場を設けていただきたいというのが議事進行上の提案でございます。

(矢島次長)

途上国側には、ですから、意見を聞くという意味ですので、最後通告で「これでやります」ということではないということだけご理解をいただきたいと思います。その際には何を説明するのかという点は、確におっしゃるところもでございます。そういう意味では、かなり論点は絞られておりますので、きょうもだいぶ時間が経ちましたので、もう少しJ B I C側の、先ほどの明確なルールとか、他に考えられるところがないのかというところの詰めも含めて、もう一度、この点に絞ってパブリック・コンサルテーションを開くことにいたします。

会場の都合もでございますので、当然、前広にご連絡いたしますが、現状で、いつだとか来週だとかということをおぼろしくは申し上げられませんが、事前の期日を置いて、次はさすがに、他のところはだいぶ、条項案は尽くされておりますので、この点について時間をかけていろいろ、また、手続きをルール化する、明確にするということはJ B I C側の宿題として考えていただきたいと思っておりますので、その場で議論をさせていただきたいと思っております。

だいぶ時間が経ってしまいました。情報公開の点は、メコンウォッチの松本さんのほうからペーパーをいただいたのですが、この点の検討も含めてファイナルのところ。それ以外にはもうございませんね？

きょうは、だいぶJ B I C案のほうで、これまでの議論を踏まえた形で修文されていると思

います。きょうの議論の中では、まず、「ガイドライン遵守にかかる事実の調査」のところ、  
「投融资担当部署以外の」、これは6ページでございます、「関係者に対してヒアリングを行う場合には、当初」というところですが、ここは、プロジェクト実施主体に限定するというのがきょうの話で、その点についてはJ B I C側が了解しているという点が一つ。

それから、8ページ目のところの「フォローアップ」でございます。ここは、「ポリシーや業務運営」という一般的なものよりも、「不遵守を治癒するために必要と思われる」といった形での限定をこの場の了解事項として、改訂をJ B I C側をお願いしたいと思います。

7ページ目は、「2ヵ月の延長」のところは、「問題の解決に向けての対話の促進」だけではなくて、そもそも報告書の作成の段階から延長し得るということに変えていきたいと思えます。

この3点であると思えますので、今回は、最後と考えておりますが、「期間」のところと、あとは「情報公開」のところについての整理をさせていただきたいと思えます。

今回は、日程を今、決められませんので、前広にということをお約束させていただいたうえで、ホームページ上で公開させていただきたいと思っております。

(発言者C)

日程の話ですが、これは原科先生の文章を引用するわけでもないのですが、やはりできるだけここに参加されている方が出られる日がいいと思うので、できることならば、例えば、前にも1回追加するときがありました、3日ぐらい、早急に、きょうとか明日ぐらいに日の候補をご提案いただいたうえで、それでいちばん多い日を選ぶとかしないと。確かに時間があまりなくて、J B I Cさんのほうでばしっと決めたほうがいいという考え方も分からないでもないのですが、でき得ることであれば、広めに選択肢を提示していただいて、その中から皆さんのご都合のいいところを、いちばん多かったところをピックアップして取るという形でやっていただけるといいと思っております。

(矢島次長)

実務的な問題があると思うのです。ホームページ上での公開とは別に、よくいらしている方にはメールでも送っている。だから、そういうことは、ホームページ上での公開とは別に、メーリングリストができておまして、併せてだいたいこれまでもご案内を送っていると思えます。メーリングリストに入っている方の範囲内ということにはなってしまうと思うのですが、そこは考えたい。そこは事務方をお願いをしたいと思えます。

どうもありがとうございました。これで終わらせていただきたいと思います。

以上